

# 清朝入関前の アゲ ageについて

天命期を中心に

増井寛也

はじめに

清代満洲 Manju 語の一語彙にアゲ age がある。乾隆三六（一七七一）年告成の満漢・滿漢辞書『御製増訂清文鑑』には、アゲについて以下のようないく種の語解を載せている。

・ beye i ahin be age sembi.  
自己の兄をアゲといふ。〔巻一〇・人部人倫類〕

・ niyalma be kunduleme age seme hūlambi.  
人を敬って アゲ（兄長）と呼ぶ。〔巻一〇・人部老少類〕

・ han i fungnere unde juse be age seme tukiyembi.

ハンのまだ封爵しない子ら<sup>ら</sup>をアゲと敬称する。〔巻三・君部君類〕

このようにアゲには「兄」「兄長」「皇子」の三様の語義があり、家庭を含むごく日常的な社会生活から、特殊な宮廷社会に至るまで、広範な場面で常用される語彙であった。このうち、朋輩<sup>なかま</sup>間の敬称としての「兄長」（たとえば康熙六〇「一七二二」年成書の『寧古塔紀略』に「等輩、彼此称呼して阿哥と曰ふ」とある）が、親族呼称としての「兄」から派生した語義であることはまず疑いを容れないとしても、この「兄」系列と第三の語義「皇子」（ハンの子ら）は、ほとんど異質といっても過言ではない。かくも大きく隔たる二系統の語義が一語に共存するからには、両者を媒介する意味的な連関があったはずであるが、寡聞にして説得的な言説の

一〇

あることを知らない。

他方、「皇子」としてのアゲに関しては、『清稗類鈔』称謂類「阿哥」に見える

諸皇子皆称「阿哥」。以行列之大・二・三・四等数目、冠之於上。皇帝与人言及、亦称之為「阿哥」。且有見之於諭旨者。

という記述あたりが、最も流布した説明であろう。清朝の定例では、未封の「皇子」をひとしくアゲ age と呼称し、一五歳に達した後、授爵することになっていた<sup>①</sup>。もっとも、トゥリシエン（図理琛 Tuisien）の『異域録』（一八世紀初め、ヴォルガ河下流域のトルグート部に派遣された清朝使節の見聞録）によると、トルグート部のアユキハーンが大聖ハーン（康熙帝）には「アゲ（皇子）らは何人いるのか」と尋ねたのに対して、清朝側の使節が

「いま（康熙五三年）、親王<sup>チワン</sup>、郡王<sup>ギンワン</sup>、貝勒<sup>ベイレ</sup>、貝子<sup>ベイセ</sup>に封じ、大聖ハーンに従つて狩獵に赴き、我らの見たものは十六人。他に何人のアゲがいるのかは、宮中よりいまだ出でず、我らは見ることを得なかつたので知らない。」（傍点筆者）

と返答しており、既封未封の区別は慣例上、さほど厳密ではなかつたようである。

以上はしかし、清朝入関後のアゲ（皇子）に関する認識であつて、入関前とは事情を異にする。『滿文老档』を通覧すると、すでに太祖ヌルハ

チの時代からアゲが頻用されていた事実を容易に看取し得るが、「大阿哥」「二阿哥」のような排行順の呼称とは違って、人名に付して「某アゲ」と記録するのが普通であるし、また事例のすべてが「ハンの子」(皇子)を意味しているわけでもない。否、むしろ意味しない場合が少なからずあり、一概にアゲを「皇子」と規定してよいものか、躊躇を禁じ得ない。よって、本稿では太祖期の天命年間を中心として、従来、看過されてきた感のある称号としてのアゲに考察を加え、語義と関連させつつ、その歴史的なありかたを明らかにしてみようと思う。

### 太祖天命年間のアゲと「ハンのウクスン」

#### (一) アゲの身分とその範囲

周知のように、清朝の皇族は「宗室」(ウクスン *usūm*)とこれに準ずる「覺羅」(ギョロ *Gioro*)とに大別される。由来、ウクスンはムクン *mukūn* と *と* *ム* *コ*、女直 / 満洲人社会に存在した個々の父系出自集団を指す、ありふれた普通名詞であったが、ヌルハチ(以下、太祖と表記)が八旗制を確立した翌年(いわゆる天命元「一六一六」年)に、ゲンギエン<sup>①</sup>ハンとして即位し、自己の属する血統(ギラン *giran*)の排他的な尊貴化を意図しはじめると、そのウクスンは「*beisei giran*」すなわち「諸ベイレの血統」(太祖の祖父ギョチャンガを含む六兄弟「六祖」*Ninggun Mata* = ニングタの諸ベイレ *Ninggutai Beisei*」の血統)をひく「ハンのウクスン」として特別視されるようになった。太祖を継いだスレ<sup>②</sup>ハン、太宗ホンタイジは大清皇帝即位を目前に控えた天聰九(一六三五)年、「ハンのウクスン」を祖父タクシの支派(「太祖・ムルハチ・シュルガチ・バヤラ四兄弟の子孫)とそれ以外の全支派に二分し、後者を国姓にちなん

で「覺羅」と総称させ、皇帝即位後の崇徳三(一六三八)年にはウクスンをタクシの系統に限定した。「宗室」と「覺羅」の決定的な分離はここに始まる。

ところで、天命以前はさておき、天命・天聰両期(「後金国時代」、ハンの一門が帯びた称号には、大別してベイレ *beile* / 貝勒)、タイジ *taiji* / 台吉)、アゲ *age* / 阿格)の三種があった。この三者の関係を先行研究<sup>③</sup>を参照して、筆者なりに整理すれば、左記の通りである。

広義のベイレ(「議政ベイレ」とは、太祖の子・姪・孫にして国政の機務に参画するものを指し、原則として太祖と同母弟シュルガチの嫡子、ならびにその嫡出子孫から構成され、庶子とその子孫は厳格に排除された。

議政ベイレは、八旗各グサを領有する管旗ベイレ(ホシヨ<sup>④</sup>ベイレ)と、そうでない各グサ所属の不管旗ベイレとに二分され、前者には上位の大ベイレ(天命元年設置・ダイシャン・アミン・マンケルタイ・ホンタイジ)と下位の小ベイレ(天命五年設置・デゲレイ・ヨト・シルガラン・アジゲ・ドルゴン・ドド)の区別があった。

太祖の子・姪・孫にして議政ベイレに任じられないものはアゲと称されたが、大ベイレでもごくまれにタイジやアゲと呼称されることがあり、小ベイレと不管旗ベイレはむしろ逆にタイジないしアゲと称するのが普通であった。

このように従来の見解によれば、ベイレ・タイジ・アゲの三称号は多少の不統一こそあれ、この順で上下に序列化されると同時に、議政(管旗・不管旗)ベイレを含む太祖の子・姪・孫に対する汎称が広義のアゲであり、ここから議政ベイレを除いたものが狭義のアゲであったと規定し得る。しかしながら、実際の満文史料に徴してみると、アゲの覆う範囲は太祖の子・姪・孫をはるかに越えていたことが容易に判明する。本

稿巻末の第 表 太祖期のアゲノ太祖期・太宗期に共通するアゲ は、『満文老档』(以下『老档』と略称)の検索結果をもとに作成した人名一覧表であり、これを通観するとき、

少なくとも三二名を算する太祖天命年間のアゲのうち、二六名までは太祖の子と孫、太祖の姪(三弟ムルハチ・シウルガチ・バヤラの子)、太祖の從姪と再從姪(伯父リドゥンの孫、二祖リオチャン・三祖ソオチャンガの曾孫)であり、いずれも太祖から見ても卑属世代であった(付図 ウクスン世系図 波線部)。

残る六名のアゲ(第 表で下線を施した 4 アドウン・6 アランジュ・11 バドゥリ・15 デルゲル・19 エセンテリ・21 フルガン「ヒヤアゲ」)は、その素性を確認してみると、明らかに太祖一門とは異姓異血統に属する非ウクスン成員であった。

天命四年三月二日条の Amba Age(太祖次子ダイシャン)が初見事例であり、天命五年三月一〇日条の Ajige Age(太祖第一子アジゲ)がそれに次ぎ、天命六年以降、アゲ号を帯びて記録に登場する人物が著しく増加する。

という事実をただちに指摘し得る。結局、天命期のアゲとは『老档』に即して確認し得る限り、「ハンのウクスン」(=「六祖」の子孫)にして太祖の児輩・孫輩に位置するものと、「ハンのウクスン」に所属しないものに二分されたわけであり、いずれにしても「皇子」とは大きく様相を異にする。なお、後者の人物群については別に一項を設けて考察するはずであるから、ここでは前者だけを取り上げる。

ウクスン所属のアゲは、世代的には太祖の児輩(「六祖」を第一世代として起算すれば第四世代)・孫輩(同じく第五世代)にわたり、傍系的には第四世代において最も血縁の疎遠な範囲(=六祖の曾孫)にまで及んでいた。この意味でアゲとは太祖のウクスン卑属成員に対する汎称であつ

た。というより、一層正確には、ウクスン成員は「六祖」からの出自を共有する点で基本的に同質的な存在と観念され、だからこそ卑属世代が一樣にアゲと呼称されたと解すべきであろう。ただ、この同質性も太祖中心的な観点から検討しなすとき、そこには判然たる格差が露呈してくる。まず第一に、太祖から見て近縁なタクシ系統のアゲが、二六名中の二二名(第 表 太宗期にのみ現れるアゲ を含めると五〇名中の四〇名)と圧倒的多数を占めるに反して、それを越えた範囲、言い換えると後の「覚羅」身に於たる疎族のアゲは、ムハリヤン(総兵官)・アンガラ(副将)・ブルギ(副将)・セレ(遊撃)のわずか四名(天命年間の五名を含めて九名)に過ぎず、いずれもアゲとしては天命八年にならないと登場しない。また、六祖の子孫といっても、第 表には長祖デシク・五祖ボオランガ・六祖ボオシの子孫らが見えあつて、はなはだ偏頗な分布を呈する。無論、意図的な除外の結果ではない。要はそれら未見の人物に、ムハリヤンらのような高位の世職によって報いられる活躍がなかったままで、裏を返せばタクシ系統外の疎族はその程度の関心と評価しか喚起しなかつたのである。タクシ系統を他系統から画する一線は、太祖期からすでに截然たるものがあつた。

第二はタクシ系統内部における嫡出系統と非嫡出系統の格差である。タクシの嫡子太祖と側出子(=側妃の所出)バヤラを比較すると、前者の嫡長子チュイエン(一五八〇年生)・嫡次子ダイシャン(一五八三年生)の諸子が早くも天命年間にアゲとして登場し、さらに天聰九年にはチュイエンの孫ムルフが登場する。対する後者の三子バイントウ・ゲンガダイ・シハンが登場するのは、ようやく天聰年間中葉である。太祖(一五五九年生)とバヤラ(一五八二年生)には一世代近い年齢差があり、單純に初出年次だけを比較しても意味がないので、出生年次に着目してみると、バイントウ(一五九九年生)はチュイエン長子ドゥドゥ(一五九七年

生)、ダイシャン長子ヨト(一五九九年生)、さらに太祖母弟シュルガチの五子ジャイサング(一五九八年生)・六子ジルガラン(一五九九年生)らとはほぼ同年代であったけれども、バイントウ以外はすべて天命六年までに初出する。事情は太祖系統でも中断であつて、天聰八年にやっと初出する庶子ラインブ(一三子・一六一一年生)に対して、一歳年下の嫡子ドルゴン(一四子・一六二二年生)の初出は、かえつて一〇年も早い天命九年であつた。

いまや明白であるように、その個人の能力や資質もさることながら、太祖中心的に定まる血縁の「質」(嫡庶)と「量」(親疎)に準拠して、政権内での地位・枢要性が大きく左右され、これと連動してアゲとしての初出年次や出現頻度も、遅速高下したと見るべきである。そう考えてウクスン世系図を閲覧するとき、見かけ上、タクシ系統はアゲが第五・六世代にも継続するのに反して、それ以外の疎族系統は第四世代にとどまること、さらにタクシ系統であつても、太祖の庶出の弟ムルハチ、同じく側出の弟バヤラ、そして太祖の庶子たちから発する系統は、やはりアゲが第四世代に限定されること、この二点に気づくであろう。これらに照らせば、あたかも太祖・シュルガチの嫡子(側出子アバタイを含む)系統以外のウクスン第五・六世代は、すべてアゲから除外されたかのよう見えるが、ありようは太祖にとつて著しく枢要性の劣る疎族や庶弟・庶子の子孫は、アゲと呼称されこそすれ、通常、国政の表舞台に登場しないため、アゲとして記録される機会自体、稀少であつたといつのが、より実情に即した理解であろう。

要約しよう。天命期のアゲは太祖下位世代(第四・五世代)のウクスン成員を広く覆つており、議政ベイレのごとき太祖直近の親族であると、疎遠な傍系親族であるとを問わず、範疇としてはひとしくアゲに類別されたと考えられる。こうした成員間の同質性は、ひとり「ハンのウクス

ン」のみならず、元来、ウクスンならばどれも備える、父系出自集団としての属性であつた。<sup>⑩</sup>天命期のアゲとは結局、そうした基層の上に、「ハンのウクスン」意識と太祖中心的な選別原理がかぶさりながら、なお同質性の払拭には至らない過渡的情况を集約的に表現する存在であつた、と考えられよう。やや先走つていえば、ウクスン成員の族的同質性を根底から覆したのは、太宗崇徳三年における「宗室」と「覺羅」の分離、および前者に対する九等爵制の施行であつた。

ならば、アゲの出現が例外なく天命四年以後に係るという事実は、いかに解釈すべきであろうか。「ハンのウクスン」意識醸成の画期的な契機を、太祖のゲンギエン<sup>⑪</sup>ハン即位に帰してよいとすれば、天命四(一六一九)年の初見といつのは虚心に判断する限り、やや遅きに失する印象を否めない。その際、初見例がAmba Age(ダイシャン)であり、一年遅れで現れる第二例がAjige Age(アジゲ)であるのは、いささか示唆的である。といつのも、両者がアンバ amba・アジゲ ajige、すなわち「大小」をもつて呼称しあつからであるが、アジゲが小アゲゆえにそう呼称され、実名は別にあつたことを直接立証するのは困難なので、しばらく不問に付しておく。ともあれ、天命四年当時、ダイシャン(三七歳)を大アゲ、つまり「最年長のアゲ」とする範囲は、太祖の子姪、就中、太祖とシュルガチの諸子を越えない。<sup>⑫</sup>このことはアゲ号の適用が当初、右の範囲から始まり、遅れてより傍系のウクスン卑属へ波及したことを端的に示唆する。

アゲの出現年次を考定する上で、ダイシャンの兄チュイエンの存在はとりわけ重要である。なぜなら、チュイエンは太祖の嫡長子として、一旦ハン位継承者に擬されながら、万曆四一年、廃嫡・幽閉の憂き目にあい、二年後の万曆四三(一六一五)年、奇しくも天命建元の前年に没するからである。後、天命八(一六三〇)年に至つて太祖がエルデニ<sup>⑬</sup>バク

シを断罪した際、チュイエンを回想して「先のアンバアゲの在世した折 *nendehé Amba Age i bihe fonde*」<sup>13</sup>、*ニタヤ*語っているのだから、この当時故人のチュイエンを「先のアンバアゲ」と呼称していたことは確実である。しかるに、『旧満洲档』荒字档の、幽閉の経緯にふれた詳細な記事は、チュイエンを *Amba Age* ではなく、終始 *ahingga jui/amba jui*（いずれも太祖の目から見た「長子」の意）をもって言及するのみであった。エルデニバクシが荒字档の前半部分（万曆三五年～四三年末までを収録）を編纂したと推測される天命元年ないし天命初年、すでにアゲが公的な尊称として通用定着していたのなら、必ずやチュイエンはアンバアゲの呼称で記録されたはずである。ところが、事実はそれに反し、アゲ号の公的な通用は早くとも天命初年以後と推定される以上、アゲが天命四年に初見するのも別段異とするに足らず、また天命六年以後にアゲ号を帯びる人物が増加することも容易に首肯し得る。併せて付言すれば、朝鮮側の文献によつて確認し得るアゲの上限も、せいぜいサルフ戦役後の天命五・六年までしか遡ることはできない。<sup>14</sup>

ダイシャンから一年遅れでアゲとして記録された幼弟アジゲは、このとき弱冠一六歳の少年であった。アジゲと母弟ドルゴン・ドドの三人は、生母ウラナラ氏の身分（太祖最後の大妃）といい、太祖直属軍団（両黄旗）の相続者であったことといい、幼少ながらハン位継承有資格者として、ホシヨバレイに任じられた太祖・シユルガチ兄弟の嫡出子孫に伍し、ダイシャン（天命四年時点、次代ハン最有力候補）ら諸兄にも遜色ない枢要性を誇った。このためアゲとしての初出年齢は、筆者が目睹した範囲内でも最年少（ウクスン世系図に付記しておいた各アゲの初見年齢参照）に属し、各々アジゲ一六歳（天命五年）、ドルゴン一三歳（天命九年）、ドド一三歳（天聰元年）であった。特にドルゴンの初出などはその婚儀と同時であるが、当時、貴顕子弟の初婚年齢が普通、一六歳前後であつ

た（太祖の初婚が一六歳のときであるし、上記チュイエン・ダイシャンとその長子との年齢差も参考になる）ところに按じて、一三歳はやや早婚の部類とはいえ、成婚後は周囲から成人として認知処遇されたに相違ない。すると、アジゲは長子ホトを儲けた天命四年一月から逆算して、同年初めにはすでに結婚し、アゲと呼称されていた可能性さえある。ところが、その場合、ダイシャンは自分より二二歳も年少の、いかに枢要といえ見るべき功績もないアジゲと同時期に、アゲとして初見したことになる、あまりにも均衡を欠くと断ぜざるを得ない。アゲの公的な呼称が天命四年に始まったと考えない限り、この矛盾を整合させるすべはあるまい。

## （2）尊称としてのアゲ、親族呼称としてのアゲ

前節の叙述から、アゲは天命四年、太祖子姪の尊称として公称化されはじめ、ついでより傍系のウクスン卑属世代に拡張された、との推論が一応許されよう。ひるがえつて、この尊称が当初、太祖の家庭内で使用されはじめたとすれば、アゲはこのときすでに「ハンの子」を意味していた可能性もなくはない。その当否を確認するには満文単体で記述された『老档』よりも、訳語の比較対照が可能な合璧文献、特に満漢蒙三体『満洲実録』が最適であるが、惜しくもこの要求を満たす事例は、サルフ戦役の叙述に登場する、アンバアゲ（天命四年三月二日）ただ一例に過ぎない。<sup>15</sup>『満洲実録』のサルフ戦記は『老档』（延いては『旧満洲档』）のそれをほぼ忠実になぞっている<sup>16</sup>ので、ここでは『老档』を引用し、文中の「」内に漢文・蒙文『満洲実録』の訳語を補つておく。

*Duici Beile* は Han の前に馬に乗ったままでやつて来て、「*Amba Beile* が行ったのは本当か。もし本当ならば我も *age* じ」『実録』で

は削除]一緒にいきたい」と言つので、Hanは「Amba Age」汝兄 /yeke aq-a cinu]は哨探のよつに様子を探りに行った。汝は後から我等と一緒に行け」と言つたが、Duici Belle は「Amba Age」大兄 /yeke aq-a]を独り先に遣わしながら、我等は皆うづつて後こいられようか」と言つてまた出発した。(天命四年三月二日条)<sup>②4</sup>

太祖とドウイチ・ベイレ(ホントイジ)の発言双方に現れるAmba Age(アンバ・ベイレ、ダイシャン)が、天命四年においてさえ「ハンの子」ではなく、「兄」の意味で用いられていることは、訳語に照らして紛れもない。同じく兄を指す用語でも、客観的關係名称として使用されるアフン ahunとは違って、アゲは「兄上」「兄さん」「兄貴」のごとき、親愛さをこめた呼びかけとして用いられ、上記のアゲもその例に漏れない。しかし、筆者がそれ以上に注目したいのは、満文に関する限り、太祖の発言したAmba Ageまでが、いかなる修飾成分も帯びていないこと(汝兄 /yeke aq-a cinu]の傍線部は、当然補足的意識である)、換言すれば太祖は我が子ダイシャンを、あたかも弟が長兄を呼ぶようにアンバ・アゲと呼び、『老檔』編者も同じくそれを改修した節がない、という事実である。

引き続き太祖が我が子をアゲと呼んだ実例を引用し、その種の発言が日常化していたことを立証しておこう。まず『老檔』天命五年三月二五日条に、太祖第二の大妃フチャ氏(マングルタイ・デゲレイの生母)とダイシャンの密通疑惑に関連して

その日Hanは『自分が亡くなった後、我が小さい子等とAmba FujinとAmba Ageに愛しめ養ってもらいたい』と我が言ったことがあつた。その言によつてAmba FujinとAmba Belleに心を寄せるよつになつて、全く用もないのに故なく一日に三度人を遣わし、さよつに行動したのであるぞ」と言つた。

とある。さらに『老檔』天命八年五月九日条にも、子弟に嫁いできた妻

たちが立場を弁えず尊大に振舞つのを、太祖が例を挙げて訓戒した際の発言が

Hanが言つには「最初我も轎に乗らず、后妃も轎に乗らなかつたが Jaisanggu Ageの母(シウルガチの四娶福晋グワルギヤ氏)が在世の折に不遜で、我が家に酒宴のために往来するとき、轎に乗って往来した。そのよつに悪かつたので殃やうが至つて死んだ。また、Cergeiの妹であるHoogeの母(太宗元妃ニユフル氏)は、自分の父の家に往來するとき、Amba Ageの門、Ajige Ageの門を轎に乗つたまま過ぎ、我が門に轎に乗つたまま入つて来た。そのよつに不遜で悪かつたので、殃が至つて夫に捨てられた。……子弟の婦等も……尊属の者に対して甚だしく不遜であるな。」

と記されている。いずれもセルフ戦記同様、太祖自身の発言中のアゲであること、後者においてアジゲ・アゲ、ジャイサンゲ・アゲ(シウルガチ第五子)がアンバ・アゲと同時に言及されていること、この二点から推して、これらのアゲもいまや「兄」に引きつけて理解せねばならないであろう。問題の焦点は従つて、自己の子姪を「兄さん」と呼んで怪しまない、世代原理を無視したかのような変則的呼称をどのように説明すべきか、に移る。

いま問題にしている呼称法の論理は、文化人類学の術語でいうテクノニミー teknonymy(子供本位の呼称法)に準拠して説明するのが、最も適切なよつである。テクノニミーとはある人物を呼称するに際して、個人名や通常の親族名称の使用を避け、子供の名前を介在させる迂回間接的な呼称様式を指す<sup>②5</sup>。一般的にこの概念は「子供にちなんで親を呼ぶ慣習」を意味するが、両親以外の親族に対する広義のテクノニミーもめずらしくはない。前者の例としては、太祖がホントイジの妻をことさら「ホオゲの母 Hooge i eniye」(前引『老檔』)と言及したり、またホント

イジとマンゲルタイが各々長男の名にちなんで「ホオゲの父ベイレ Hooge ama beile」、「マイタリの父ベイレ Maitari ama beile」と称されたのが好個の証左といえ、貴人に限らず女直ヤクチュン／滿洲人社会一般に行われた婉曲丁寧な実名忌避と解してよからう。<sup>⑤</sup>

一方、後者の例として、ここでは特に、シロコゴロフが二〇世紀初め頃、黒龍江省愛琿地方の滿洲族において観察した用例を挙げておこう。<sup>⑥</sup>

極めて興味深いのは……自己が子供達を有する場合にのみ、自己の子供達が彼女（ウヘヘ wuhene「弟の妻」）を呼ぶようにウヘメ wuheme「叔父の妻」と呼んで良いというところである。……そして若し自己が子供達を有する場合には、自己に対する彼女の敬意を示すために エチケ ecike「父親の弟」「アムヂ andi（父親の兄）の誤か？」と呼ぶ。自己は総てのウルン wurun「息子の妻」をその個人名で呼び、そして彼女達は自己をアム ama「父」と呼び、もし彼女達に子供があれば、その子供達のように自己をイエーイエ jeje「父親の父親」と呼ぶ。（傍点と「」内は筆者の補足）

これらの事例が通常のテクノニミーと著しく異なるのは、言及の基準点たる子供の名前を前置させることなく、いきなり自分の「子供達のように」呼びかける点であって、アゲの用法との符合は強調するまでもない。この種のテクノニミーは、話者の視点が我が子のそれに同化融合した結果と理解すべきものであって、日頃、父親が年少の子供（特に最年少者）の視点に立って、年かさの息子たちを「兄さん」と愛称していたからこそ、太祖はダイシヤンをアンバ＝アゲ（長兄）と呼んで、なんら怪しむところがなかったのである。

太祖の家庭内で行われたテクノニミーに起源する尊称は、実は他にもいくつか『老檔』から拾うことができる。アムジ amji（伯父）とエチケ ecike（叔父）の尊称的用法は、その最も顕著な類例といえべきもので、

この二つの親族呼称が天命・天聰年間に尊称的に使用された事実は、すでに神田信夫氏によって指摘されている。<sup>⑦</sup>氏が網羅したアムジとエチケの用例を、『太祖老檔』所載のそれに限って表示したものが第 表『太祖老檔』中のアムジとエチケ（ウクスン世系図 第三世代下線部）である。この表から容易に見て取れるように、アムジとエチケはすべて太祖の兄弟・従兄弟・再従兄弟、つまりはウクスンの傍系同世代成員にあたる。神田氏の説くように、家庭内で子供らがこれらの親族を「アム（父）たるヌルハチとの年齢の上下によって日常某アムジ、某エチケと呼んでいた」ところに由来し、もとより「それには敬称の意味もこめられていたに違いない」<sup>⑧</sup>のみならず、太祖自身が上記の同世代傍系親族を実際に某アムジ・某エチケと呼びかけた実例（第 表の傍線部）もあるので、尊称化の順序としては太祖が子供らの視点からアムジ・エチケと呼びかけ、ついで余人が太祖に倣って尊称的に使用するという、二段階の経過をたどったに相違ない。同種の事例には加えて、ナクチュ naku（母の兄弟）・ゲ gu（父の姉妹）・グフ gu（ゲの夫）などの呼称がある。アプタイ＝ナクチュ（太祖大妃ウラ＝ナラ氏の弟）、ジャン河ヒラのグ（太祖の同母妹アジゲ＝フジン）、ヤンシユ＝グフ（アジゲ＝フジンの夫）、スバハイ＝グフ（太祖宗妹の夫）、イエチエン＝グフ（太祖の妹の夫）、バトゥル＝グフ（太祖の従姉妹の夫「エイドゥ＝バトゥル」）などはその実例である。<sup>⑨</sup>ここに挙がる親族呼称もまた、すべて太祖諸子の視点から見た、通称的・尊称的呼びかけとして用いられたことは、実際の系譜関係に照らして疑問の余地がない。

以上を要するに、称号としてのアゲは、アゲ固有の語義たる「兄」から二次的に派生した、テクノニミー起源の尊称であると結論し得る。すなわち、一般の家庭と同じく太祖の家庭内でも、恐らくは子供たちの幼少期から日常化していたに相違ない呼びかけのアゲが、やがて個人名を

冠した「某アゲ」形式で使用される一方、成人した太祖諸子姪に対する通称、延いては尊称に転化するに至り、ついでより傍系的なウクスン子弟全体をも覆う一般的尊称へ逐次拡大を遂げたものと把握されてよい。

ところで、さきにも一言した通り、アゲ号の初出は天命四年三月条のサルフ戦記までくだり、それ以前の事例は『老档』『旧档』ともに確認できないため、アゲの公称化をこの頃と推定しておいた。このことについては、アムジ・エチケの確認し得る初出がこれまた天命五・六年であり、ナクチュ・グ・グフの用例もやはり天命五・六年以降の出現に係る、という事実が指摘されてよい。これらの尊称に通底するテクノニミー的一貫性から判断して、天命四年の意味は増しこそすれ減ずることはなくここに至って筆者は三田村泰助氏がかつて唱えた万曆四六（一六一八）年＝天命元年説<sup>⑧</sup>にあらためて想到せざるを得ない。この説に拠れば、通説の天命元年＝万曆四四（一六一六）年とは、飽くまでも太祖のゲンギエン＝ハン即位を意味するに過ぎず、現実の建国建元とは朝鮮側史料の所伝通り、万曆四七（一六一九）年の国書に記された「天命二年後金国汗」こそが嚆矢であって、しかも天命元年はなかったと主張する。すなわち、万曆四七年三月、まさに存亡を賭したサルフ戦役に劇的な勝利をおさめた太祖は、国家興隆の機運を確信し、とりあえず建国・建元の体裁を整えたのであるが、「七大恨」を発して対明宣戦に踏み切り、撫順・清河を攻陥した前年こそ、むしろ建国・建元の起点に相応しいといつので、遡って万曆四六年を天命元年と定め、四七年を天命二年として朝鮮に国書を通じた。そして後に『太祖実録』の編纂に際し、ゲンギエン＝ハン即位を建国建元に直結させるに至ったのである、と。

こう考えるとき、太祖がサルフ戦勝利の余勢を駆って開原・鉄嶺を席巻するかたわら、内ハルハ五部の強敵ジャイサイを搦じふせ、さらには海西最後の独立勢力イエヘ国を滅ぼして全ジュシエン族統一の宿願を果

たすなど、目覚ましい成功をおさめた、いわゆる天命四年（一六一九）は、尊貴なる「ハンのウクスン」への志向がひとときわ高揚し、アゲやアムジ・エチケ等が尊称として公的に呼称されはじめる<sup>⑨</sup>には、まことに好適な画期的年次であったことになり、アゲ号初出年次の一見意外な遅さも、ひとまず腑に落ちるのではあるまいか。

### 非ウクスン系のアゲと太祖期の功臣集団

前章の叙述にして大過ないとすれば、アゲとは女直<sup>ジュシエン</sup>／満洲人<sup>マジュ</sup>の家庭内で普遍的に観察されたテクノニミー慣行の、太祖の家庭内における一表出であつて、もともと太祖諸子の出生に伴って発生し、その成長に随つて定着した、太祖自身による息子たちへの愛称に他ならなかったのであるが、太祖のゲンギエン＝ハン即位を機に「ハンのウクスン」が尊貴化するなかで、アゲは通説天命四年から公的な尊称として記録に登場し、ウクスンの傍系卑属にも拡張適用されることになったのである。

さて、本論冒頭でも指摘しておいたように、アゲにはもう一種、ウクスンに所属しないアゲが存在し、太祖期に六例が見いだされる。すなわち、第 1 表の 4 アドゥン・ 6 アランジュ・ 11 バドゥリ・ 15 デルゲル・ 19 エセンデリ・ 21 フルガンがそれである。また、太宗期でも第 2 表 52 ナンチュ（南褚）・ 第 3 表 59 ムンガトゥ（孟阿図）の二例を新たに付加し得る。筆者の知る限り、従来、これら非ウクスン系のアゲに正面から考察を加えた論考はないようである。ところで、第 1 表から確認されるように、非ウクスン系アゲの出現は天聰八年（二月）のナンチュを年代的下限とする。別言すると、「ハンのウクスン」がタクシ系統とギョロに二分された天聰九年にちょうど前後して、非ウクスン系アゲは跡を絶つたのであって、その実、かれらのありかたがウクスンの構



造に深く規定されていたことを推測させる。このことを念頭に置きつつ、上記の八名を俎上にあげてその周辺を逐一検討してみたい。

「アドウン」 アドウンはアドウン＝ヒヤ（*hya*＝侍衛）とも称され、「（奴酋の）前鋒」、「奴酋の親信せる者」と目された側近の寵臣であったが、ハン位継承問題に容喙し、諸ペイレを離間させた行為が太祖を激怒させ、天命六年九月に失脚、幽閉後まもなく没した。このためか、またまった伝記は存在しないが、鴛淵一氏が断片的な史料を総合して描いた人物像によれば、概ね以下の通りである。アドウンは建州ジャクム地方のタタラ姓（*hala*）出身で、ジュール＝シルハを父とし、『老档』天命三年四月条に鑲黄旗グサ＝エジエンとして登場する人物であり、『燃黎室記述』『己未年条』所引『姜弘立別録』や、『春坡堂日月録』等によれば、「奴酋八将」の第八として「阿斗、奴従弟」とも言つて居り、当時強勇の点に於て傑出した人であつたらしく、太祖期の元老集団「五大臣」には一步譲るにせよ、威望これに次ぐ重臣と評価するのが当を得ていふじ。

ただ、鴛淵氏はこの阿斗が字音と「奴の従弟」の二点でアドウン＝アゲに比定可能としながらも、これに相当するアゲ（氏においては「皇子」の意）が見当たらないところから断定は慎重に避けているが、後述のアランジュ・バドウリ・デルゲル・エセンデリらは紛れもなく非ウクスンであるから、アドウン＝阿斗と解してもならざる支障はない。なお、近年、「太祖の姨（*deheme*「母の妹」）の子」とされるプサンがアドウンの弟であることが判明したので、「奴の従弟」とは正しくは母方の従弟（姨表弟）と解さねばならない。つまり、アドウンは太祖の生母ヒタラ氏（アゲ＝ドゥドゥの娘）の妹がジュール＝シルハに嫁いで生んだ子ということになる。満洲語では中表兄弟をも慣用的に「兄弟」と呼び（後述）、母とその姉妹を一括して「母たち」と呼ぶことがあるように、もともと太祖にとつ

てアドウンは親密な親族であつた。

アドウンが出自するタタラ姓は毛憐衛の系統を引き、主として渾河流域のジャクム地方と朝鮮東北辺外のワルカ部アンチュラク地方にまたがつて同一ムクン（同族集団）の成員が分布していたが、『八旗通志初集』（以下『初集』と略称）旗分志によると、ジャクム地方の族人が擁した勢力は八旗全体で七個もの国初ニルを編成するほどであつた。もとよりムクンの連帯は旗ごとニルごとに分断されたにせよ。そのうち四個がアドウンと同じく鑲黄旗（鑲白旗 正白旗）に属し、さらにその一個は天聰九年、專管ニルとしてアドウンの近族イングルダイに認定されている。專管ニルとはニル＝エジエンの世襲を許され、「丁役を免じた」特権的な功臣所有のニルをいい、アドウン失脚後もその一門が保持した勢力を彷彿させる。なお、これら四個ニルのタタラ姓一党は、万曆一五（一五八八）年頃には太祖に帰附していたようである。

「アランジュ」 アランジュは『老档』には *Yungsun* の「兄 Alanju Agei」（第 表・備考欄注記）として現れる。『初集』卷一六二所載の阿蘭柱札爾固音伝と雍舜伝によれば、両者は正確には兄弟ではなく再従兄弟（アランジュの父アゲ＝バヤンとユンシユンの父ドゥイチ＝バヤンが従兄弟）にあたる。アランジュは建州ワルカシ地方のドンゴ姓出身であり、「五大臣」の一人ホホリ（太祖の女婿）とは同姓同族ながら、別個の勢力を構成していた。その父アゲ＝バヤンは、章佳地方の杭家章京（ジャンギヤ城に拠るニングタ第六祖ボオシの長子カンギヤ）の女婿であつたが、太祖の兵がジャンギヤ城を攻めた万曆一五年頃、杭家章京への助兵を拒絶して太祖に投じたという。

アランジュは「五大臣」に次ぐ重臣集団「十ジャルグチ」（札爾固音 *Jarguci*）の首位に登用され、天命建元八年前の万曆三六（一六〇八）年、ウラ国征討時の戦闘に陣没した。このため、事跡の詳細は伝存しないが、

ともかくかれがアゲと公式に呼称されるようになったのは死後、わけても天命四年以後に相違ない。またユンシユンは天聰初年、鑲紅旗のグサエジエンに任じられている。同一ムクンのホホリ系・ルクス系・カラ系の諸ニルを除いた、アランジュとユンシユンの一党だけでも三個の国初ニル（鑲紅旗）を保有し、うち二個が天聰九年、専管ニル（アランジュ三弟ブルカン、アゲハヤン親兄の子ランゲの長子ドゥンシル）に認定されており、勢力の一端を窺うことができよう。

「バドウリノムンガトウ」 バドウリ・ムンガトウ兄弟は『初集』巻一五五・巴篤里伝や、『八旗滿洲氏族通譜』（以下『通譜』と略称）巻一九・巴篤理札爾固齊伝によると、建州マチャ地方のトゥンギヤ姓出身であり、太祖最初の大妃トゥンギヤ氏（チュイエン・ダイシヤンの生母）の父にあたるタブンハヤン（トゥンギヤ地方出身）とは同一ムクンに属した。バドウリは太祖に帰した後、有能を買われて世職最高位の総兵官を授与され、「十ジャルグチ」、さらには鑲黃旗グサエジエン（在任期間は不明であるが、『初集』本伝によれば天命六年以前）に任じられ、天聰八年、大同から明の内地へ侵攻した際に陣没している。経歴からして、やはり準「五大臣」級の重臣であり、『燃黎室記述』己未年条が「奴酋八将」の第七に挙げる「所道里、奴の姪子」とはバドウリその人に他ならない。清側の文献には太祖の「姪子」を裏づける証左は見当たらないが、アドウンの例に照らしても事実無根の風聞とは考えにくい。トゥンギヤ姓はマチャをはじめ、トゥンギヤ・ヤルグ・ギヤハ・長白山や遼東の撫順・開原等の各地に多数のムクン成員が分布し、次にふれるフルガンはヤルグ地方の同族であった。旗分志によると、マチャ地方のバドウリ一党だけで三個の国初ニル（鑲黃旗 正白旗）を編成し、うちバドウリ所管の一個が死後の天聰九年、専管ニルに認定され、三子ジヨロに授与されている。太祖に帰附した年次は文献により一定しないが、いまだ

幼かった万曆一六、七年のことである<sup>54</sup>。

「ヒヤアゲ」 すなわちダルハンヒヤ Darhan Hiyaと賜号されたフルガンの謂である。万曆一六（一五八八）年、建州ヤルグ寨長の父フラフ（太祖の姉婿）に随って太祖に投じ、同時に帰したスワン部長のフンドン、ドンゴ部長のホホリとともに「五大臣」に登用された。『老档』天命九年正月十日条に彼の死（前年八月二〇日）を伝えて

Darhan Hiyaは……幼時にHanが連れて来て（第五）子として養った。言辞が優れ、計略が多く、五大臣級の高位の大臣としていたが、晩年から変心して悖逆なので、降だしていた。降だして間もなく亡くなった。四十八歳であった。

とあるように、一四歳でギョロ姓を賜姓され、太祖の養子（第五子待遇）となつて以来、才能を発揮して頭角を現わし、「五大臣」（後には都堂）と正黃旗グサエジエンを兼ねた。ところが、天命六年一月、ハン位継承問題に口を挟んだのがもとで都堂職を解任、三等総兵官へ降格されたのみか、「言に与かることをやめさせ」られ、事実上失脚してしまう。上記「変心して悖逆なので、降だしていた」とはこのことを指す。フルガンの属したヤルグ地方のトゥンギヤ姓は、前出のバドウリと同族関係にあり、フルガン一門だけで三個の国初ニル（正黃旗 鑲白旗 正白旗）を保有し、すべて専管ニル（フルガン六弟タルタイ、四子ジュンタ、六子アラミ）に認定されている。

「デルゲルノナンチュ」 デルゲルは「Delgerの母はGintaisi Belleの妻でHanにとって嫂asa」（第 表備考欄注記）とあるように、海西イエハ国の国主ギンタイシの長子であり、ギンタイシはホンタイシ生母にあたるイエハナラ氏（太祖第三の大妃）の実兄に他ならない。イエハ国討滅（天命四年八月）の状況を詳記する『老档』によると、逡巡のあげく降伏を拒み、居城本丸に立て籠もって自焚したものの死にきれず、

結局捕縛されたギンタイシを、太祖は冷然と縊り殺させた反面、「三十六歳になった今日死ぬのであるか。縛らずそのまま斬り殺せ」と縄目の恥辱を拒み、潔く死を望んだ「デルゲルに対しては、これを助命した上、身柄を「汝の兄を大いに愛しみ養え」とホンタイジに預け置いたという。『初集』巻二五〇・徳爾格勒伝には、その後、梅勒章京（副将）の世職を授与されたとあるが、それ以外の事跡は不明である。海西フルン族のハダ・ウラ・イエハ・ホイファ四国は、すべてナラ姓を王族に戴くけれども、同一ムクンに属するのは前二者に限られる。旗分志によればイエハ＝ナラ姓の場合、西城のギンタイシ系と東城のプヤング・ブルハング兄弟系を合わせて、八旗全体で計九個もの国初二ルを確認することができる。天聰九年、專管ニル二個の保有が確定したナンチュはデルゲルの長子であり、太宗にとっては舅表兄の子にあたる。

〔エセンデリ〕 エセンデリについては「Urgudai Efuの子 Esenderi Age」（第 表備考欄注記「天命七年二月」）が落馬して死亡したと伝えられるので、海西八ダ国の国主メンゲブル長子ウルグダイの子であったことが判明する。『満洲実録』では太祖が八ダ国を最終的に併合した万曆二九（一六〇一）年の翌々年、メンゲブルに与える予定であった太祖の三女マングジルゲを、ウルグダイが代って娶ったことになっている。なお、エセンデリ自身も郡主（シウルガチの孫娘）を娶ったようである。ウルグダイははじめ副将、後には総兵官の世職を授与され、さらに天命七年頃には都堂に任じられ、翌年財物の隱匿に縁坐して都堂を革職されたが、まもなく旧職に復したらしい。都堂とは遼東進出後、死亡による欠員と老齢化の目立つ五大臣に代置された政務処理機関であり、構成員の顔ぶれは太祖庶子タンゲダイと側出子アバタイの他、「五大臣」から横滑りしたホホリとフルガン、およびアドウンらであり、ウルグダイはアドウン失脚後に補充されたらしい。八旗全体では八ダ王族系のニルは

八個に達するが、ウルグダイの族人・属下は孫のケシネに至って二個の專管ニル（正藍旗 鑲黃旗）として認定された。

以上、非ウクスン系のアゲ八人の周辺を検討してみた。その結果を要素別に表示すれば左表のようになる。表中、フルガンが「五大臣」中の最年少者、アドウンが側近のヒヤ、アランジュとバドウリが「十ジャルグチ」、デルゲル父子とエセンデリが海西フルン諸国最高の貴種であったことに鑑みて、いずれも太祖政権を支えた重臣であると同時に、名望と実力において「五大臣」に比肩するか、それに準ずる格づけを有する功臣たちであった。

人名	称号/続柄	旗属	姓氏	姻縁	来帰	官職	專管ニル
フルガン	ヒヤ	正黃旗 鑲白旗 正白旗	トゥンギヤ	太祖姉婿フアラフの子	万曆16年		
アドウン	ヒヤ	鑲黃旗 正白旗	タタラ	太祖の姨表弟	万曆15年	グサ＝エジェンノ都堂	「專管ニル一個（同族イングルダイ）」
アランジュ	ジャルグチ	鑲紅旗	ドンゴ	万曆15年	十ジャルグチ（再従弟ユンシユン	グサ＝エジェン）	專管ニル二個（三弟ブルカン・従兄弟ランゲの長子ドゥンシル）
バドウリ	ジャルグチ	鑲黃旗	トゥンギヤ	万曆16・17年	十ジャルグチノ		
ムンガトウ	バドウリ弟	正白旗	グサ＝エジェン	專管ニル一個（三子ジョロ）			
デルゲル	イエハ王族	鑲黃旗	イエハ＝ナラ	太祖の妻兄ギンタイシの子			
ナンチュ	デルゲル子	正黃旗	天命4年	專管ニル二個（長子ナンチュ）			
エセンデリ	ハダ王族	正藍旗 鑲黃旗	ハダ＝ナラ	太祖の女婿ウルグダイ（都堂）の子	万曆29年	專管ニル二個（子ケシネ）	

しかし、表示したような条件のみでアゲと呼称されたのならば、同等の有資格者にはこと欠かない。就中、天聰九年における専管ニルの認定対象（上表の八名を含む）には、太祖の庶子や「六祖」の子孫（ギョロ）を除外すれば、「五大臣」、「十ジャルグチ」、太祖の姻戚をはじめ、建国期の主だった功臣たち（ないしその後継者）が列挙されている<sup>83</sup>。上表のアゲ八名には、自余の功臣群とはまた別個の要素が加味されていた、と推断される所以である。

ところで、太祖政権の基盤は元來、股肱の古參グチユ gucu（身边に近侍する従者）を中核に配しつつ、建州マンジユ五部に乱立する大小の在地豪族（アンバン amban）を懐柔するか、服従させて形成された家臣団にあり、太祖としてはかれらの忠誠をつなぎ離反を防止すべく、恩威両面で腐心せねばならなかった。別稿でも述べたように、「主だった衆大臣 ujułaha geren ambasa」（有力家臣）と「側近のウヤハanciki hiyasa」（有力家臣の子弟が中核）は太祖を「父なるベイレ beile ama」と呼ぶことが許されていたが、これは主君 qjen に対する有力家臣の従属が家父長的権威への恭順に即して理解され、名分的には太祖の「子」 jui として位置づけられていたからである<sup>84</sup>。かかる紐帯に加えて、太祖は通婚による姻縁結合や賜姓による族縁擬制などの手段を併用して、家臣たちとの結合強化に努め、あるいは家臣の幼い子弟を対象とした内廷での養育は、太祖との間に「視ること子姪に同じ」という親密な一体感を醸成した。それだけに、ハンの子姪並みに処遇された重臣たちにアゲ号が許されたとの推定も成り立つけれども、「五大臣」を筆頭とする建国期の功臣ないしその子弟のなかで、上記八名だけがアゲと称された特段の理由となすには、なお説明不足と評さざるを得ない。

さて、太祖の元老集団を構成した「五大臣」中、周圍から唯一アゲと呼称されたのが他ならぬフルガンであった。太祖との年齢差から見ると、

フルガン以外の四人は五歳以内にとどまるのに比して、フルガンのみは一七歳も年少であった<sup>85</sup>。太祖がフルガンを手許に引き取り「子として養った」のは、無論この年齢差を前提とするが、当時、養取（収養）による血縁擬制が他の榮譽にまさる破格の殊遇と認識されていたことは、太祖自らフルガンに対して「汝を（子として）同等の者から陞せて貴くして養うようなことは、汝と同等の諸大臣が願っても得られないことだ」と明言している通りである。養子といえ、フルガンと酷似する興味深い平行現象が、時代的にはやや先行するが、モンゴル王侯のタイジ号にも観察される。「台吉<sup>タイジ</sup>、是れ王子家の子孫なり」（『三雲籌俎考』卷二、夷語解説）とあるように、本来、タイジ tayiji はボルジギット氏チンギス家一門にのみ許された称号であったが、トゥメト部アルタンニハンの寵臣たる脱脫（妥妥）は同族でないにもかかわらず、「恰台吉<sup>アルク</sup> Kiy-a Tayi ji（kiy-a = 侍衛）と号した。タイジ号を帯びたのは「俺答の義子に係る」ためであり、「その生む所の子孫は、虜王（qayan）の正族に非ずんば、又た台吉の名を称さず」（『三雲籌俎考』卷一、封貢考・大同豊州難順義王子派部落）とあって、一代限りの称号であった。名実ともに「恰台吉<sup>ヒヤタイジ</sup>」はヒヤアゲそのものというべく、フルガンのアゲ号が養子（義子）に由来することは、ほぼ疑いを容れない。

右、最も典型的なフルガンを例にとつて、万曆一六年、一四歳で太祖の養子となったがゆえに、子姪に準じて処遇されアゲと号されたこと、さらに内廷での養育を経て太祖身边のヒヤに任じられ重用されたことを指摘してみた。フルガン以外のアゲに関して、概ね同様の事情があげはまるものと筆者は信ずるが、いずれも養取を立証すべき明文を欠き推測の域を出ない。まず、アドウンニヒヤの場合、彼とは同旗・同姓<sup>ハタ</sup>・同族<sup>ムカシ</sup>・同地・同世代の関係にあったダインプ<sup>86</sup>が、天命七年頃、個々の群臣とともに太祖に忠誠を誓った誓詞において、「父なるハン Han ama

は我ダインプを養子のよつに *ujhe ju gese* 養った」と語っている。この文言から判断すると、どうやらダインプ自身は養子でなかったらしいが、太祖を「父なるハン」と呼び得る有力家臣ではあった。のみならず、「養ったハンを棄てて逃げた」後、天命三年に再び来帰して（『満洲名臣伝』巻五、達音布伝）、「逃げてもまた愛しみ養」（上掲誓詞の後段）われた経緯は、太祖の並々ならぬ恩顧を物語る。このダインプにもまさる殊遇ゆえに、アドウンは「側近のヒヤ」の列に加えられたのであるうし、そもそも「側近のヒヤ」はハンの家父長的權威に服する「子」として位置づけられ、実際、ヒヤのなかには太祖が「ヒヤの名を与え子として養った」ものも存在した。

つぎのバドウリも確証に欠けるが、朝鮮側に「奴の姪子」と誤って伝聞した背景には、「同等の者から陞せて貴くして養」われた養子なればこそこの寵遇を読み取るべきであるう。加うるに、バドウリは自ら「幼時から諸ベイレに近侍して久しい歳月を閲した」と奏言しており、これを幼時の内廷養育を経てヒヤに任じられた経歴と解するなら、養子であった蓋然性は一層高くなる。アランジュの場合は、唯一天命以前（の万曆三六年）に陣没していた事例として注目に値する。アランジュがアゲと公的に追称されるようになったのは天命四年以後にせよ、陣没以前において太祖子姪に準じて処遇された事実がなければ、アゲとは称されなかつたはずである。アランジュは十ジャルグチの筆頭であったが、これと比較して付言すべき人物が、同じく天命以前に戦死した名門ワンギヤ姓のシラバ・ジャルグチである。シラバは万曆二一（一五九三）年、フルギヤチ寨に八ダ国の軍勢を追撃したとき、身を挺して太祖の弟を救い戦死する。このシラバを『満洲名臣伝』は「侍衛西喇布」とか「常に太祖を翼衛す」と伝え、疑いなくヒヤの身でジャルグチを兼任していた。また、シラバの族兄ボルジン・ヒヤが「十ジャルグチ」に任じられており、側

近のヒヤから適任者を「十ジャルグチ」に補充する経路があったようである。してみると、建州系アゲのフルガン、アドウン、バドウリ、アランジュはすべてヒヤであった点で一線に並び、彼らが後にアゲと号されたのも、太祖が少年期に内廷に引き取って「子として養」い、ついで「ヒヤの名を与え」て近侍させたからに相違なからう。

海西系のアゲはどうであろうか。太祖は先述のように、ホнтаイジにデルゲルの身柄を「汝の兄 *simi ahun* を大いに愛しみ養え」といつて預け置いた。デルゲルがホнтаイジの「兄」にあたるというのは、アフィン *amun* が実の兄ばかりか、副次的に堂兄や中表兄をも包摂したからであり、ホнтаイジからアゲと呼称され得る立場にあった。しかも、太祖大妃の兄の子にしてイエへ国嫡流にあたるデルゲルは、旧イエへ国の勢力を円滑に収服するためにも、養子とするには最適の人選であった。もつとも、帰服時の年齢が三六歳であるから、内廷の養育を伴わない名目的養子と把握すべきかも知れない。エセンデリは太祖の外孫にあたる。太祖の姉妹・息女・孫女など、功臣家に婚出した女子の子が内廷で養育されたり、長じて公主など宗室女子の降嫁をつける例も稀ではなく、ましてエセンデリは八ダ国の正嫡にあたり、デルゲル同様、政略的には養子に列せしめるべき恰好の人選であった。なお、天聰年間に現れるムンガトウとナンチュについては、兄バドウリと同時に太祖に養取されたと思しき前者に対して、後者は父デルゲルともども太祖の養子になったとは想定しづらいので、恐らくは太宗に養取されたのであろう。

以上、太祖期の非ウクスン系アゲについて一通り検討してみた。かれらが建州系有力豪族の年少の子弟であるか、海西八ダ・イエへ両国の王族嫡統であったことに鑑みて、前者を子飼いの腹心として政權基幹部に取り込み、後者とその配下部衆を円滑に八旗体制内に吸収すべき要請に応える政治的手段こそが養取に他ならず、かくてハンの子姪同然の処遇

を受けるに至った養子たちが非ウクスン系アゲの実体であったと、筆者は理解する。

### 結びに代えて

天聰九年以後のアゲ

大バイレの一人としてハン位を継承した太宗ホンタイジは、ハン権強化の一環として、対等の共同統治者ともいうべき他の三大バイレ、ダイシャン・アミン・マングルタイを、天聰末年までにあるいは失脚させ、あるいは屈服させた。太祖時代にはなお成員間の同質性をとどめたウクスンが、内部の身分的分化を露呈しはじめるのは、まさにこの頃である。その画期は二つあり、第一はギョロ（覚羅）身分の制定（天聰九「一六三五」年正月）、第二は九等爵の制定（崇徳初年）である。いま、その大要を整理すると、以下のようになる。

ギョロ身分の制定とは、「ハンのウクスン」からタクシの血統支派（＝太祖兄弟とその子孫）を除外した全血統支派をギョロと規定するものであつて、これによってギョロはウクスン内部の下級成員として明確に位置づけられることになった。

崇徳元（一六三六）年四月、大清皇帝に即位した太宗は「祖父福王（タクシ）以後の子孫兄弟」に「その功德を視て」授封すべく、新たに和碩親王・多羅郡王・多羅貝勒・固山貝子の四等爵を創設し、同三年八月にはその下位に鎮国公・輔国公・鎮国將軍・輔国將軍・奉国將軍を増設して九等爵制度が成立する。

このとき、ギョロは九等爵の授封対象から排除されたので、遂にウクスン外の準皇族身分へ下降し、以後、ウクスンといえはタクシ系宗室を指すのみか、この語彙自体が清朝宗室専用の固有名詞へと転

化するに至った。

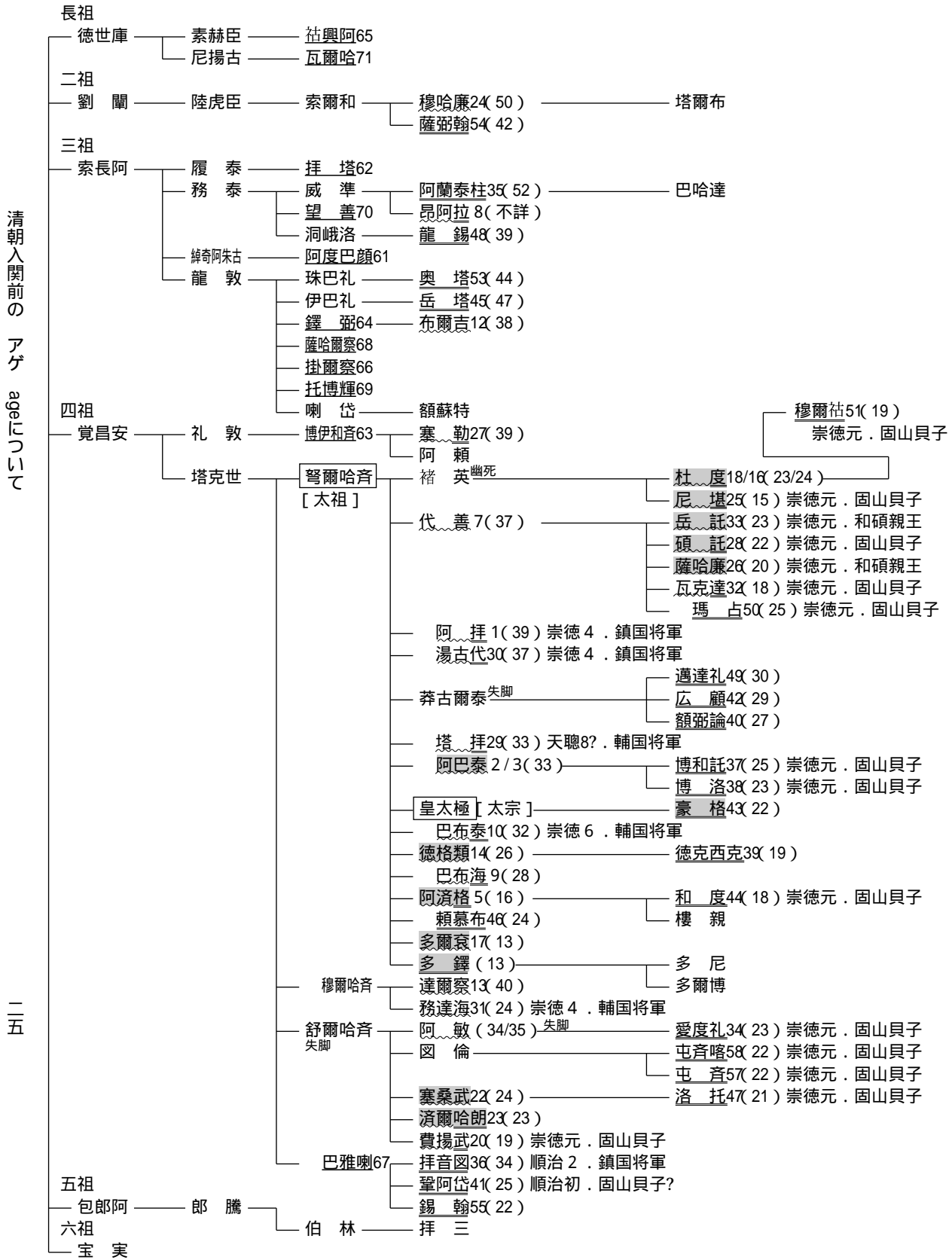
九等爵のもとで、タクシ系の子孫は太祖とシュルガチの嫡出子孫と、これを除く庶出子孫の、上下二類の宗室ツクシに判然と弁別されることになり、上級宗室のうち、もとの議政バイレは和碩親王・多羅郡王・多羅貝勒を、その他は固山貝子以下、輔国公以上を授爵された。対する下級宗室は鎮国以下の三將軍を授爵され、ここにも入らない等外者は間散宗室として一括された。

上記四点を約言すれば、ハンと血統を生得的に共有するが故に、総体としての尊貴さを保証された太祖期のウクスンが、太宗によるハン権力・権威の強化に伴って、その基盤とする出自／血縁原理（成員相互の同質性と一体性を本質とするムクン制原理）の後退を余儀なくされ、封爵の与奪陞降権を掌握するハンに尊貴さの根源を求める重層的身分秩序（ハン上級ウクスン 下級ウクスン ギョロ）へと席を譲る過程として把握することが可能であろう。こつした制度の改変過程で、アゲも不可避免的に変容を迫られるのであるが、いまの筆者にはその経緯を詳論すべき十分な用意がないので、さしあたり下記のような結果中心の展望を提示するにとどめておきたい。

太祖のゲンギエン＝ハン即位を契機に浮上する太祖中心的な序列原理と、ウクスン下位世代をアゲの範疇に類別する同質性の共存が天命期の特質であつたとすれば、太宗期のアゲは以下のように形容されよう。まず、天聰九年、ギョロ身分の制定によって、アゲはタクシ系統に限定され、翌崇徳元年、爵制の創始にともないタクシ系統が上下二級の宗室に序列化されると、アゲは庶出系下級ウクスンの尊称として残った。ところが、崇徳三年、九等爵が出揃うと、アゲは鎮国將軍以下の爵位を授封されるか、無封ならば間散宗室と称された。かくして入関前のアゲは九等爵制のなかへ一旦解消するのであつて、「皇子」を意味する入関後の

アゲとは自ずから断絶があつたことを知るべきである。一方、こうしたウクスンの厳格な階層化は、内部に擬制的血縁者の介在すべき余地をとどめず、ために非ウクスン系のアゲは天聰九年以後、記録から姿を消したものと考えられる。

付図 ウクスン世系図 (人名表記・年齢は『愛新覚羅宗譜』に準拠)



〔記号説明〕人名 = 天命年間のアゲ；人名 = 天聰年間のアゲ；人名 = 天命～天聰年間のアゲ；数字 = 表 ~ 中の人名；  
 ( ) 内 = 初出年齢；太字 = 大バイレ；網かけ = タイジ号保有者； = 側出子； = 庶出子  
 〔備考〕 人名右端の爵位と授爵年次は『満文老档』に加えて、『皇朝文献通考』巻246～248「封建考」を参考にした。  
 多鐸がタイジ号を保有した明証はないが、ここではタイジであったと仮定しておく。



第 表 太祖期のアゲ／太祖期・太宗期に共通するアゲ  
 (典拠:『太祖老档』『祖档』『太宗老档』『宗档』『天聰九年档』『九档』)  
 「初・末は各档案での最初と最後の事例 は参考例」

人名	年月日	出典頁	備考
1 Abtai Age	初 天聡8年正月27日	『祖档』638	
	末 天聡10年10月3日	『祖档』988	
	初 天聡4年3月1日	『宗档』332	
	末 崇徳元年7月25日	『宗档』1209	
2 Abatai Age	初 天聡9年8月8日	『九档』41	
	末 天聡9年閏2月26日	『祖档』275	これ以前の万曆39年「Abatai Taiji」
3 Abtai Age	初 天聡7年2月9日	『祖档』520	「Abtai Nakcuの旗は……Abtai Ageの旗は……」
	末 天聡7年3月9日	『祖档』564	
4 Adun Age	初 天聡9年閏2月26日	『祖档』274	
	末 天聡6年11月18日	『祖档』413	天聡6年9月、失脚幽閉
5 Ajige Age	初 天聡5年3月10日	『祖档』218	
	末 天聡9年正月1日	『祖档』881	「Ajigeの後にAjige Taiji, Ajige Age Belle」
6 Alanju Age	初 天聡6年2月	『祖档』260	「Alanjuの後にAjige Taiji, Ajige Belle」
	末 天聡6年7月10日	『祖档』354	「Yungsunの「RAlanju Age」(万曆36年のウチ攻めと戦役)
7 Amba Age (Daisan)	初 天聡4年3月2日	『祖档』128	
	末 天聡8年5月9日	『祖档』762	
8 Anggara Age	初 天聡8年9月5日	『祖档』863	
	末 天聡8年9月24日	『祖档』876	「Anggara Ageの娘は将軍の公女 (Anggara Age i jui gege)」
	初 天聡元年正月14日	『宗档』6	
	初 天聡9年6月9日	『九档』177	天聡9年12月、刑死

9 Babuhai Age	初 天聡8年3月11日	『祖档』688	
	初 天聡6年正月2日	『宗档』621	
	初 天聡9年9月7日	『九档』273	
10 Babutai Age	初 天聡8年7月8日	『祖档』846	
	初 天聡元年正月20日	『宗档』10	
	初 天聡6年5月11日	『宗档』766	
11 Baduri Age	初 天聡6年12月7日	『祖档』439	
	初 天聡7年6月16日	『祖档』614	
12 Burgi Age	初 天聡8年7月8日	『祖档』842	
13 Darja Age	初 天聡6年11月23日	『祖档』424	
	初 天聡7年3月23日	『祖档』583	
14 Degelei Age	初 天聡6年3月27日	『祖档』298	「Degelei Taiji」
	初 天聡8年9月9日	『祖档』867	
15 Delger Age	初 天聡10年正月7日	『祖档』958	「Delgerの旗はCintaisi Belleの妻はHan」
16 Dodo Age	初 天聡6年3月4日	『祖档』280	天聡6年以後、Dodo Taiji」
	初 天聡9年4月22日	『祖档』912	「Dodoの旗はDudu」
	初 天聡元年12月8日	『宗档』110	「Duduの旗は、(注)参照」
17 Dorgon Age	初 無年月 (天聡元年)	『祖档』1104	「Dorgon Taiji」
	初 天聡元年12月8日	『宗档』110	
18 Dudu Age	初 天聡7年4月5日	『祖档』595	朝鮮史料に「Dudu」
	初 天聡9年正月1日	『祖档』881	
	初 天聡元年2月	『宗档』50	「Duduの旗はDudu Taiji」
	初 天聡元年12月8日	『宗档』110	
19 Esenderi Age	初 天聡7年2月3日	『祖档』506	「Esenderi Age」
20 Fiyanggu Age	初 天聡8年3月23日	『祖档』698	
	初 天聡6年正月1日	『宗档』620	
	初 崇徳元年12月30日	『宗档』1502	
	初 天聡9年正月1日	『九档』3	
21 Hiya Age (Da)	初 天聡6年11月18日	『祖档』413	

	rhan (Hya)	末	天命9年正月11日	『祖檔』	894	天命8年10月20日死没
22	Jaisanggu Age	初	天命6年3月3日	『祖檔』	280	この条に前後してJaisanggu Taiji
		末	天命8年9月9日	『祖檔』	867	
23	Jirgalang Age	初	天命9年閏2月26日	『祖檔』	275	この条以後はJirgalang Taiji
		末	天命8年9月23日	『祖檔』	876	
		初	天命9年7月20日	『九檔』	211	
24	Muhalyan Age	初	天命8年2月7日	『祖檔』	648	
		初	天命8年7月8日	『祖檔』	847	「Muhalyanの(子) Darbu」
25	Nikan Age	初	天命9年4月22日	『祖檔』	912	
		初	天命6年正月5日	『宗檔』	625	天聰4年4月17日(頁389)にNikan Taijiと見えて、その後Age
		末	崇徳元年4月18日	『宗檔』	1012	
		末	天聰9年5月14日	『九檔』	137	
26	Sahalyan Age	初	天命8年7月21日	『祖檔』	853	この条以後はSahalyan Taiji
27	Sele Age	初	天命8年2月27日	『祖檔』	673	
		末	天命8年4月2日	『祖檔』	710	
		初	天聰5年正月30日	『宗檔』	471	
		末	天聰5年2月19日	『宗檔』	477	
		初	天聰9年6月9日	『九檔』	177	
28	Soto Age	初	天命6年11月1日	『祖檔』	401	この条に前後してSoto Taiji や遅れはSoto Belleとこの条を認場
		末	天命9年正月1日	『祖檔』	881	この条以後はSoto Taiji
		初	天聰5年8月23日	『宗檔』	548	
		末	崇徳元年8月10日	『宗檔』	1231	天聰4年6月 Taijiを筆す
29	Tabai Age	初	天命6年12月11日	『祖檔』	442	
		末	天命10年10月3日	『祖檔』	988	
		初	天聰9年10月29日	『九檔』	330	
30	Tanggudai Age	初	天命6年5月25日	『祖檔』	333	
		末	天命9年正月4日	『祖檔』	886	
		初	天聰元年正月20日	『宗檔』	10	
		末	崇徳元年4月18日	『宗檔』	1012	

清朝入関前の Age について

31	Udahai Age	初	天聰9年正月24日	『祖檔』	909	「Udahai Ageの妹である公主(Udahai Age i non gege)」
32	Wakda Age	初	天命8年9月16日	『祖檔』	872	
		末	天命8年9月21日	『祖檔』	875	
		初	天聰元年5月27日	『宗檔』	82	
		末	天聰2年8月6日	『宗檔』	139	
		初	天聰9年9月25日	『九檔』	285	
33	Yoto Age	初	天命6年7月12日	『祖檔』	367	この条に前後してYoto Belleと
		末	天命11年8月4日	『祖檔』	1088	天命9年正月1日以後、この条に至るまではYoto Taiji

第 表 太宗期にのみ現れるAge (典拠: 『太宗老檔』 『宗檔』: 『天聰九年』 『九檔』: 『内国史院檔天聰八年』 『内檔』)

	人名	年月日	出典頁	備考	
34	Aidari Age/ Aiduri Age	初 初	天聰6年正月 天聰9年5月14日	『宗檔』 661 『九檔』 137	『内檔』 天聰8年7月23日
35	阿格阿蘭台朱	初	天聰8年正月初6日	『内檔』 52	子巴哈塔
36	Baintu Age	初	天聰6年正月2日	『宗檔』 621	
37	阿哥博和托	初	崇徳元年9月28日	『宗檔』 1295	
38	Bolo Age	初	天聰10年4月3日	『宗檔』 986	
		末	崇徳元年4月18日	『宗檔』 1012	
39	阿哥鄧席庫	初	天聰9年4月26日	『九檔』 117	
40	Ebilun Age	初	天聰8年5月11日	『内檔』 82	Dengsiku = 鄧席庫 / 德克西克
41	Gungadai Age	初	天聰9年4月17日	『九檔』 105	天聰9年12月、刑死
42	Gwanggun Age	初	天聰4年2月3日	『宗檔』 453	
		末	崇徳元年11月25日	『宗檔』 1463	
		初	天聰6年2月29日	『宗檔』 715	『内檔』 天聰8年5月11日

43	Hooge Age	初	天聰4年4月5日	『宗档』348	ほごうご Hooge Traij, Hooge Belle の 登場
44	Hoto Age	初	崇徳元年5月1日	『宗档』1031	
45	Joota Age	初	天聰4年4月5日	『宗档』348	
46	頼木布阿哥	初	天聰8年4月初6日	『内档』73	「父汗諸小福晋所生諸子」
47	Loto Age	初	天聰10年4月3日	『宗档』986	『内档』天聰8年8月21日
48	Lungsí Age	初	崇徳元年4月18日	『宗档』1012	
49	Maidari Age	初	天聰5年10月28日	『宗档』592	
50	Majan Age	初	天聰6年2月29日	『宗档』715	
51	Murhu Age	初	天聰9年5月14日	『宗档』1012	『内档』天聰8年5月11日
52	阿哥南格	初	天聰9年5月14日	『九档』137	
53	Ooda Age	初	天聰8年12月14日	『内档』126	
54	阿格薩弼干	初	天聰4年6月29日	『宗档』395	「Ooda Age の 妻の公井 (Ooda Age i sargan [ui?] gege)」
55	Sihan Age	初	天聰8年4月24日	『内档』78	
56	Susan Age	初	天聰5年8月12日	『宗档』536	
57	Tunci Age	初	天聰9年11月1日	『九档』332	
58	中齊喀阿哥	初	崇徳元年5月1日	『宗档』1031	『内档』天聰8年5月11日
			天聰9年6月19日	『九档』185	
			天聰8年8月21日	『内档』100	

第 表 『天聰五年八旗值月档』中のアケ(前三表と重複する者は除外)

備考：『天聰五年八旗值月档』は『歴史档案』二〇〇〇四・二〇〇一・一二に拠る

	人名	年月日	備考
59	阿哥南格	初	天聰5年2月13日
60	阿哥烏都	初	天聰5年9月14日
			11 Baduri Age の 衆

第 表 『太祖老档』中のアムジノエチケ

備考：下線部は太祖が実際にアムジノエチケと呼びかけた人物

61	Adu Ecike	初	天命5年8月21日	『宗档』674	『太祖老档』天聰6年正月20日条 所載のエイドゥルバトゥル自述文
62	Bajihū Amji	初	天命10年正月7日	『宗档』958	拜塔と同一人物
63	Boihoci Ecike	初	天聰6年8月23日	『宗档』840	
64	Dobi Ecike	初	天命9年6月	『宗档』938	
		末	天命7年正月18日	『宗档』491	
		初	天命6年8月12日	『宗档』367	
65	Cosingga Amji	初	天命4年3月	『宗档』141	「Han i uksum i deo (ハンの宗弟) Dobi Belle」
66	Cūwalca Ecike	初	天命8年7月8日	『宗档』847	
67	Joriktu Ecike	初	天命6年6月6日	『宗档』339	
68	Sahalca Ecike	初	天命4年6月	『宗档』155	「Han i uksum i deo (ハンの宗弟) Cūwalca」
69	Tobohot Ecike	初	天命7年正月13日	『宗档』481	太祖の弟巴雅喇に同じ
70	Wangšan Ecike	初	天命8年7月8日	『宗档』847	
		末	天命6年8月23日	『宗档』840	
		初	天命7年正月13日	『宗档』481	
		初	天命4年6月13日	『宗档』421	
		初	天命8年3月3日	『宗档』679	
71	Warka Ecike	初	天命4年3月	『宗档』141	「Han i uksum i deo (ハンの宗弟) Wangšan」
		初	天命6年12月1日	『宗档』436	
		末	天命6年8月23日	『宗档』840	

## 注

- ① 『清国行政法』(第一巻汎論)一九〇五、頁八四〜八五参照。
- ② 今西春秋『校注異域録』一九六四、頁一四〇〜一四一参照。ただし、本文所掲の訳文は平易を期して、あえて拙訳を用いた。
- ③ *Beisei gran* の用例としては、三祖ソオチャンガの孫グウルチャ(『旧満洲档』一)、『臚字档』頁四四一「満文老档研究会訳注『満文老档』太祖<sup>1</sup>」天命四年六月、頁一五五)、五祖ボオランガの曾孫バイサン(『満文老档』太宗<sup>1</sup>、天聰元年五月三〇日、頁八三)、三祖ソオチャンガの孫ラタイ(『満文老档』太宗<sup>1</sup>、天聰四年三月一日、頁三三三)、四祖ギョチャンガの子リドゥンの孫アライ(同前)らが、「*beisei gran*の某」という形式で呼称された事例がある。
- ④ 神田信夫「清初の貝勒について」、『東洋学報』四〇、四、一九五八、および鴛淵一(a)「清初太祖時代の『台吉』に関する研究」(『密教文化』四八・四九・五〇、一九六〇)、同(b)「阿格多爾袞が阿濟格阿格が清初称号問題の一齣」(『滝川博士還暦記念論文集』一)一九五七)、同(c)「清初太祖時代の貝勒に関する一解釈」(『史学研究』七七〜七九合併号「三〇周年記念論叢」一九六〇)など。
- ⑤ *ハイレ*のうち、アバタイ(太祖第七子)のみは例外的に「側妃」*ashan i fujin*の所出であるが、側妃は「大妃」*amba fujin*(正妻)と「庶妃」*buya fujin*(妾)の間に位置し、その所出も準嫡子の待遇を受けたようである。同じく側妃の所出であった太祖末弟のバヤラは、「先汗親弟、以不諳事務、未入貝勒之列」(中国第一歴史檔案館『清初内国史院満文檔案編(上)』一九八九、天聰八年四月二日条「頁七七」と評され、「事務を諳んずる」という条件に欠けたために、貝勒(この場合は議政*ベイレ*)に列し得なかつたわけであるから、有能でも議政*ベイレ*たり得ない庶出子とは鮮明な区別があったのであろう。なお、側妃の地位については定宜庄『満族の婦女生活と婚姻制度研究』一九九九・頁六四〜六七、またアバタイとバヤラについては杜家驥『清皇族と国政関係研究』一九九八・頁一九、頁五一〜五二を参照のこと。
- ⑥ 神田信夫「愛新覺羅考」(『東方学』八〇、一九九〇)。なお、小*ベイレ*の設置を天命五年とした点については、岡田英弘「清の太宗嗣立の事情」

(『山本博士還暦記念東洋史論叢』一九七二)頁八九〜九〇を参照。

- ⑦ 第 表の人名比定に関しては、一言しておくべきものが若干ある。
- <sup>a</sup> *Abtai Age*、<sup>b</sup> *Dodo Age*、<sup>c</sup> *Muhaiyan Age* がそれぞれ *Abtai*、*Abtai Age*、*Abtai Naku* (太祖大妃ウラナラ氏の兄弟「*naku*は「母舅」の意)と同名であるが、『老档』天命七年三月九日条に「*Abtai Naku*の旗」「*Abtai Age*の旗」が同時に出現し、両者が別人かつグサ=エシエン *gusai ejen* じゅうたじゅうが明白であるから、*Abtai Age*は天命七年当時グサ=エシエンであった。2 *Abatai Age*の誤写でなければならぬ。3 *Dodo Age*は天命六(一六二二)年時点で八歳の幼齡に過ぎず、後述する成人年齢一五・六歳に達していないので、4 *Dudu Age* (天命六年時点、二五歳)を誤写したものである。
- Dodo*と*Dudu*の混同は、すでに前注④所掲神田論文の注③、鴛淵論文(c)の注⑧において指摘されている。一例を挙げると、『老档』天命九年四月二日条に「*Han*がいつこは*Dodo Age*の母、*汝*は*Nikan Age*の母をもとおり恭つて暮らせ。……*Dodo Age*、*汝*は*Nikan Age*の財貨なるものを一つに合わせたのは……」とある文章は、*Dodo*がチエエン長子*Dudu* (*Nikan*の兄)であることが、はじめて前後の意味が通ずる。*Dodo*は天命一年時点でもいまだ一三歳であるから、少なくとも天命年間の*Dodo Age*に限らず、*Dudu Age*の誤記と思ひよ。 *Dodo Age*の確実な初見は『老档』天聰元年二月八日条(頁一〇)である。ただし、『老档』天聰元年五月六日条(頁六八)と『老档』同六年正月六日条(頁六二六)のドドゥタイジは、『太宗実録』の該当記事に照らし、明白にドウドウ=タイジの誤写である。なお、同じ問題を正面から扱った最近の専論としては、杜家驥「『満文老档・天命朝』多鐸多处応為杜度考」(『南開学報』一九九八年一期)がある。
- 24 *Muhaiyan Age*は天命六・七年頃、正藍旗グサ=エシエンとして活躍した*Muhaiyan*と同一人物であると推定されるが、失脚したためか列伝がなく、詳細は不明である。ウクスン世系図のよりに比定したのは、『老档』天命八年七月八日条に「*Muhaiyan*の(子) *Darbu*、とある*Darbu*と、第一祖リョチャン曾孫穆哈廉の長子塔爾布との一致に依拠するものである。論功行賞に関わるこの記事には、他に「*Muhaiyan*の

子「Toohana」, 「Muhalyan」の「Sirai」(「J」の二人のムハリヤンは 24 とは同名異人)「Niyahan」の「Maitu」, 「Arbu」の「Anggu」などである。『Muhalyan』の「Darbu」, 『Muhalyan』の「Darbu」から「Nju」が脱落したものと解される。類例には第 39 Bohoci Eike 条に注記した「Bohoci Eike」(「N」) Arai「がおり」, Arai「Bohoci」の第三子にあたる(ウクスン世系図 参照)。なお、グサ「エシエン」(都統)ムハリヤンの出自については『皇朝文献通考』巻二四五・帝系七に「都統穆哈廉(原注:索爾和の子、陸虎臣の孫)」とあり、杉山清彦「清初正藍旗考 姻戚関係からみた旗王権力の基礎構造」(『史学雑誌』一〇七 七、一九九八)頁三二一・注<sup>(25)</sup>にも言及がある。

⑧ 第 表の人名比定に関しても、いくつか付言すべき点がある。まず、56 シュサンおよび第 表 60 烏都は系譜関係が不明なために、ウクスン世系図からは省いたが、56 は天聰九年一月にホシヨ「ベイレ」と並んで、同時に財物賜与の対象になっている(東洋文庫清代史研究室訳注『旧満洲档天聰九年』頁三三二～三三三)ので、同年正月制定の「アゲ」(つまりはタクシの子孫)とみて大過ない。ついで、53 オオダは第 表の注記「オオダ「アゲ」の妻の公主」(Ooda Age i sargan gege)を見る限り、一見公主を妻としたかのようであり、そうであるならウクスン外の人物と看做さざるを得ない。しかし、8「アンガラ「アゲ」の娘である公主」(Anggara Age i jui gege)や、31「ウダハイ「アゲ」の妹である公主」(Udahai Age i non gege)に對比する「sargan gege」はむしろ「sargan jui gege」の誤記であった可能性が高いと思われる。もっとも、『旧満洲档』は Ooda Age i sargan gege の書かれてはいる(国立故宮博物院『旧満洲档訳註・清太宗朝(二)』一九八〇、頁五九)『旧満洲档(七)』頁三三九〇)。

⑨ 『清初内国史院滿文檔案訳編(上)』天聰朝・崇徳朝」と『清実録』双方の天聰八年正月癸巳(初六日)条によると、タクシ系を除く六祖の子孫のうち、従来、官職保有者だけに限定した徭役優免の恩恵を、新たに無官職者へも及ぼすとして人名が列挙され、このうち第四世代の優免対象者は七七名にのぼる。『愛新覺羅宗譜』によると、これらを含む天聰八年時点での、当該世代全成員一三九名に占める存命者数は九九名であ

った。うち九名は一五歳以下の幼年者であるから、これを除外すると無官職者の比率は八五%強に達する。太祖による積極的な疎族優遇の跡を窺うことは、困難といつべきであろう。

⑩ 父系出自集団としてのウクスンの性質については、拙稿「滿族入関前のウクスンについて」(石橋秀雄編『清代中国の諸問題』一九九五所収)を参照されたい。

⑪ アジゲはアジゲ「アゲ」、アジゲ「タイジ」以外に、アジゲ「アゲ」をあかかも一個の人名のように使用したアジゲ「アゲ」「ベイレ」(『満文老檔』・太祖 3 頁一〇八～一〇九)という呼称もあり、この種の事例は他に類を見ない。前掲篤淵論文「阿格多爾袞か阿濟格阿格か」は、この特殊性をアジゲがアゲ「皇太子に擬されたためと説くけれども、恐らくは小アゲ aji ge age と通称されるうちに人名に転化した結果であつて、ボイホチ(リドゥン長子)がウエチエレ「エチケ」(叔父)と別称されたのと同類であろう。wecece とは「神を祭る」(巫者が)「跳神する」を意味する動詞 wecembi の連体形であるから、ボイホチはシャマン的職能者であつたに相違なく、アミン「ベイレ」が彼に夢で守護神の黄蛇を見たなどと告げたりした(『満文老檔』・太宗 1 頁四〇九)のもこのためである。

⑫ たとえば『愛新覺羅宗譜』によると、アゲと称されたことが確実な前出のムハリヤンは一五七四年の出生であり、太祖庶弟ムルハチの次子達爾察は一五八二年の出生であるから、ともにダイシャンより年長であつたが、大アゲとは呼称されてはいない。

⑬ 『旧満洲档(四)』頁一四八一、『満文老檔』・太祖 2 頁七四九。

⑭ 『旧満洲档(一)』頁五八～七三、廣祿・李学智訳註『清太祖朝老満文原檔』(第一冊荒字老満文檔冊・一九七〇)頁二四～三〇、『満文老檔』・太祖 1 頁二八～三四。参考までにいえば、ahangga jui は記事前半に五次、amba jui は後半に九次、計一四度も言及される。

⑮ 三田村泰助「満文太祖老檔の編纂」(『清朝前史の研究』一九七二)頁三四〇～三四一、前掲神田信夫「愛新覺羅考」頁四～五、喬治忠『清朝官方史学研究』一九九四、頁九〇～九五参照。

⑯ 天命四・五年の状況を伝える『建州聞見録』にシュルガチ次子アミンが「阿末羅古 a mi na go」, チュエン長子ドウドウが「豆斗羅古 du du

na go」, また『光海君日記』光海君一三(天命六)年九月戊申条には「斗斗阿古ddu-du ago」として登場する。明側の文献でも、張薫が万曆庚申(一六二〇)「天命五」年、遼東に使を奉じた際の見聞を著録した『遼夷略』に「(奴兒哈赤)長男、曰洪把禿里、為奴殺矣。而一子曰阿古」とあり、ドウドウが天命五年頃、阿古(agu)と称されていたことが確認される。

①⑦ 松村潤「中国第一歴史檔案館所蔵『滿文国史院檔』卷号001、冊号2」訳註(『清太祖実録の研究』二〇〇一所収)頁六三に「ヌルハチ=スレ=バトゥル(が)……十六歳になった後、(父と継母は)やっと妻(を)与えた」とあり、一六歳の結婚でもさして早婚ではなかったような口吻である。上記檔案の和訳には石橋崇雄「無圈点滿文檔案『先ゲンギエン』ハル賢行典例・全七十七条」(『国史館史学』八、二〇〇〇)もあるので、併せ参照されたい。

①⑧ 『愛新覺羅宗譜』丙冊、頁五五六一。

①⑨ 『滿洲実録』には他にサルフ戦中の描写にもう一例、さらにイエへ国討滅時の情景描写(天命四年八月条)に二例、計三例のアゲが現れる。第一例はやはりホンタイジがダイシヤンを「阿哥age[兄noyan]」(今西春秋『滿和蒙和对訳滿洲実録』頁一九四)と呼んだもので、「老档」と『旧滿洲档』(以下「旧档」と略称)臆字档にもそのまま認められる。蒙文訳のノヤンは『滿洲実録』ではベイレに対訳されることが多い語彙であるが、この場合はアンバ=ベイレに対する呼びかけを意識した意識であろう。

第二例はホンタイジがイエへ国西城主ギンタイシ=ベイレ(ホンタイジの母舅)に糸理を尽くして降伏を勧めたにもかかわらず、言を左右して降伏する気配がないので立ち去ろうとするのを、ギンタイシが「阿哥age[ /jige minu(我が甥)」「汝且行くこと勿かれ」(同上書、頁二二三)と引き止めたという用例である。第三例は降伏して引き据えられたイエへ国東城主ブヤング=ベイレの、面前での傲慢な態度に憤激した太祖がダイシヤンに対して「阿哥age[ /「汝のエフ(妻の兄)を伴れてその城に行け」(同上書、頁二二八)と命じて退け、その夜のうちにブヤングを縊り殺させたという用例である。第二例は『老档』の該

当箇所はもとより、その原拠となった『旧档』臆字档にもこの句は見えず、また第三例の場合、臆字档にageは記載されているものの、後から加筆した形跡がある(廣禄・李学智訳註『清太祖朝老滿文原档』第二冊・一九七一、頁一六八)『旧滿洲档』(一)頁四七九)。つまり、二例とも直接的な一人称代名詞に過ぎない「汝si」を修飾すべく、後からageが付加されたものである。

②⑩ 三田村泰助「滿文太祖老档と清太祖実録との対校」(『立命館文学』一六一・一六二・一六三合併号、一九五八)頁三六〇～三六六。

②⑪ 『滿文老档』太祖1、頁二二八。

②⑫ アフンとアゲは一見同義語のようであるが、関係名称としてのアフンと敬称としてのアゲを明確に使い分けたい。明白な用例としては、太宗が兄ダイシヤンに「アゲ」と呼びかけ(『滿文老档』太祖1、頁一三〇、中国第一歴史檔案館「天聰五年八旗值月档」六月一九日条)『歴史檔案』二〇〇〇年四期)、また亡兄マングルタイを「アゲ」と呼んだ例

(『滿文老档』太宗2、天聰六年二月二日、頁八七三)があり、ともに「兄上」が適訳であろう。

②⑬ 『滿文老档』太祖1、頁二一六～二一七。

②⑭ 『滿文老档』太祖2、頁七六二。

②⑮ 竹村卓二「テクノニミー」(石川栄吉他編『縮刷版 文化人類学事典』一九九四)頁五〇〇～五〇一参照。なお、テクノニミーの概念をめぐる言語学的な議論、ことに本文後段でふれる、話者の視点が子供の視点に共感的に一体化するため、一家の中では年上の家族成員は子供が用いる親族用語で自己および他者を呼ぶ。たとえば、父親は子供の前では自分を「お父さん」と称し、彼の妻を「お母さん」と呼ぶ。という議論については、もっぱら鈴木孝夫「テクノニミー (tekonymy)」という概念について(『鈴木孝夫言語文化学ノート』一九九八)の、日本語のテクノニミーに関する分析に負つて付記しておきたい。

②⑯ 「ホオゲの父ベイレ」については研究会訳注本『滿文老档』太祖1、頁四四三、『滿文老档』太祖2、頁四八三・五一四、『老档』太祖3、頁一〇八八、「マイタリの父ベイレ」については『滿文老档』太祖2、頁六一三・八四三参照。

- ②⑦ 間接的な証左としては、『沙濱富察氏家譜』所載の、第四世代に位置する「阿都衣阿馬」なる人名を挙げ得る。この人物の長子の名が阿都(Adu)となっているから、やはり生前、最初にもつけた息子の名前にちなんで「マドマの父 Adu i ama」と通称されているうちに、本名が忘失されてしまい、通称のまま家譜に記録されたのであろう。
- ②⑧ S.M.シロコゴロフ『滿洲族の社会組織』(大間知篤三・戸田茂喜共訳、一九六七)頁一五七。
- ②⑨③⑩ 神田信夫前掲論文「愛新覚羅考」頁八〇―。参考までに付言すると、『老檔』で確認する限り、尊称的アムジ・エチケは崇徳元年八月六日のポイホチ・エチケが最も遅い使用例のようである(第 表)。
- ③① 傍線を施したバイジユフ、ゴシంగా、ポイホチ、ドビ四名については、特に『滿文老檔』・太祖<sup>3</sup>頁九五八において、全員が太祖自身の発言のなかでアムジ・エチケを人名の後に付して呼称されている。
- ③② 『清太祖武皇帝実録』巻四に「素把海姑夫、Subahai Gufuに注して「素把海、哈達万汗之孫。帝以宗弟吉白里杜吉胡之妹妻之。故称姑夫」とある。
- ③③ ジャン河ビラのグ、ヤンシユグフ、イエチエングフ、バトゥルグフについては、『滿文老檔』・太祖<sup>2</sup>頁七五八・七六一、頁八四三―八四四、『滿文老檔』・太宗<sup>2</sup>頁六七三、頁六七二―六七六をそれぞれ参照。
- ③④ 60 Adu Eikeは第 表にも注記したように、『老檔』天聰六年正月二〇日条に見えるが、この条に繋がられた記事そのものは、天命五年八月から翌年五月までにエイドウ・バトゥルが筆記した功業記を再録したものであり、アムジ・エチケとしては初見である。功業記についての詳細は、拙稿「ヌルハチ勃興初期の事跡補遺 エイドウ・バトゥル自述の功業記を中心に」(『大垣女子短期大学紀要』四〇、一九九九)を参照されたい。
- ③⑤ 三田村泰助「天命建元の年次に就いて(1)(2)」(『東洋史研究』一一・三、一九三五・一九三六)。三田村説に対する批判については、今西春秋「天命建元考」同補(『朝鮮学報』一四、一九五九・同二〇、一九六一)、および黄彰建「清太祖天命建元考」(『中央研究院歴史語言研究所集刊』三七下、一九六七)。また松村潤「牛莊城老滿文門額について」(『滿族史研究通信』四、一九九四)には、手際よく諸説が要約紹介されていて有益である。
- ③⑥ アゲと対称的な尊称にゲゲ(gege)後に「公主」の義)がある。エユン eyun「姉」に対する「姉さん」「姉上」を意味すると同時に、ウクスン 卑属の女子に対する尊称であった。『老檔』万曆三六年六月条(『滿文老檔』・太祖<sup>1</sup>頁九)の Muksi Gege(太祖四女)、万曆四〇年九月条(同上、頁一七)の Onje Gege(シユルガチの娘)が、『旧滿洲檔』でもそのまま確認できるので、天命初年から使用されていたことは疑いない。これから推してアゲも非公式には天命初年、延いてはそれ以前から使用されていたであろう。
- ③⑦ 『明実録』万曆四十七年正月辛未条。
- ③⑧ 李民寔『柵中日録』(『朝鮮学報』六四「一九七一」)掲載の今西文庫本に拠る)。
- ③⑨ ④① 鶴淵一「清初八旗制度考(一)」の第五章「清初固山額真考」第一節「天命時代の固山額真」第一項「天命初期の固山額真」頁一八七―一九〇、第二項「天命中葉に於る固山額真に関する滿文老檔の記事」頁一九六―一九七、第四項「朝鮮の記録に見える固山額真に就いて」頁二一八―二一九参照。なお、本書(油印二冊本)は奥付けがないので発行年次等は不明であるが、同氏の「清初太祖時代の『台吉』に関する研究」注①によると昭和二二(一九四七)年の学位論文であるとの由である。また、同書第五章「清初固山額真考」については、著者自ら緒言に「之は先に山下先生遺曆記念東洋史論文集に載せたが可成り補正し此に改めて一章として述べる事とした」と記している。
- ④② ちなみにアドウンの素性に関しては、松浦茂「清の太祖ヌルハチ」一九九五でも、鶴淵氏とは独立に、かつ異なった角度から言及されている(頁二六九―二七二)。また「奴酋八将」については後注⑤参照。
- ④③ 杉山清彦「清初八旗における最有力軍団 太祖ヌルハチから摂政王ドルゴンへ」(『内陸アジア史研究』一六、二〇〇一)頁二一―二二。
- ④④ 前掲シロコゴロフ『滿洲族の社会組織』頁五八。
- ④⑤ 拙稿「明末建州女直の有カムクン シャジのフチャ・ハラ について」(『立命館文学』五五九、一九九九)頁二〇三。

- ④5 『初集』旗分志によれば以下の通り」。「内の漢数字はジャラン(参領)、算用数字はニル(佐領)の序数番号を示す) 正白旗「一・一・一・四・三・三・十二・四・一」、鑲白旗「二・十二」、鑲紅旗「一・一〇」、鑲藍旗「三・五」。
- ④6 『旧満洲档』天聰九年<sup>1</sup> 頁四〇。なお、専管ニルに関しては阿南惟敬「天聰九年専管ニル分定に関する新研究(上)(下)」(『清初軍事史論考』一九八〇)、張晋藩・郭成康『清入関前国家法律制度史』一九八八・頁一九五―一九七参照。
- ④7 前掲拙稿「ヌルハチ勃興初期の事跡補遺」頁五〇。
- ④8 同上拙稿、頁四八。
- ④9 『初集』卷二六一・邱(雍舜の弟)伝に、「戊申(万曆三六一六〇八)年、從征烏喇、同阿蘭柱阿格下馬歩戦、身被四創、賞人二口」とあり、アランジュが陣没したのは一六〇八年におけるウラのイハン山城を攻めた際と解して誤らない。また、邱伝中の「阿蘭柱阿格」は、アゲ号公称後の呼称を無批判に逆及させた表記に過ぎないであろう。
- ⑤1 『初集』旗分志によれば以下の通り 鑲紅旗「二・八・四・四・四・四・四・四」
- ⑤2 『燃黎室記述』己未年五月条(所引『姜弘立別録』『春坡堂日月録』)には「奴酋の八將。一は老酋「<sup>ヌルハチ</sup>兩黃」、姓崔、癸丑に生まる。二は責永介(Guyeng Baturuタイシヤン「<sup>ヌルハチ</sup>両紅」、奴の長子。三は多乙含所吐里(Darhan Baturu「鑲藍」、奴の弟小乙可赤の長子、或いは阿未羅と名づく。四は亡哥士「正藍」、奴の次子。五は弘太市(一に「弘太」時に作る)「正白」、奴の第四子。六は豆斗「鑲白」、奴の長孫。七は所道里、奴の姪子。八は阿斗、奴の從弟云云」とある。
- 鷲淵一『清初八旗制度考(一)』の第五章「清初固山額真考」第一節「天命時代の固山額真」第四項「朝鮮の記録に見える固山額真に就いて」頁二二四、注VI(頁二五二―二五三)や、最近では徐丹俊「奴爾哈赤姓氏問題」(『滿学研究』第五輯、二〇〇〇)頁一〇〇は、いずれも所道里を「姪子」に牽かれてシルガラン(シルガチ第六子)に比定しているが、『李朝実録』仁祖二二(天聰八)年一月壬午条の秋信使羅德憲の馳啓に「此の賊(後金)、今年宣大の役、所道里以下諸將の戦亡せる者、或いは七八と云ひ、或いは数十人と云ふ」とあり、宣府大同の役で陣没した点に照らしても所道里「バドゥリ」でなければならぬ。ちなみに、アミン(阿未)が父シルガチ同様、「多乙含所吐里」Darhan Baturuの称号を帯びたことは『滿文老档』太宗<sup>1</sup>天聰四年六月七日条(頁四〇六)に明証がある。
- ⑤3 『初集』旗分志によれば以下の通り 正白旗「四・三・四・六・四・八」。第四参領第六佐領がバドゥリ直属のニルであるが、専管ニル第一次認定(『太宗実録』天聰八年二月丙申)では「巴都礼、原係包衣牛录」と明記されているから、バドゥリ所有のニルはもとポオイニル booi niuであったことになる。
- ⑤4 バドゥリは『初集』等の列伝によると天命初年に來歸したとされ、『嘯亭雜録』續録卷二「佟昭毅」も巴篤理が族叔の佟養正に随つて天命三(一六一八)年に來歸したとするが、錯誤があるようである。後注⑦所引『清実録』によれば、バドゥリは幼時から多年にわたり諸ペイレに近侍したと奏聞し、かつ『清史稿』卷二六六・本伝にはその戦死を惜しむ太宗の言が「此れ朕が旧臣にして転戦数十年、命を疆場に効す」とあり、『満洲名臣伝』卷二・蒙阿圖伝によると、弟ムンガトゥは崇徳三(一六三八)年(バドゥリ戦死の四年後)時点ですでに「年老」であったという。バドゥリが十代前半から近侍したと仮定して、一般に老齢とされる六〇歳(金徳純『旗軍志』に拠る)までの年数(ほぼ四五―五〇年)を遡ると、バドゥリの帰附は一五八四―八九年頃ということになる。マチャ地方はワンギヤ部(万曆一六・七一―一五八八・八九)年征服)のすぐ東方に位置するので、バドゥリが帰附したのも同部征服の前後であろう。
- ⑤5 『滿文老档』太宗<sup>2</sup>頁八九三。
- ⑤6 今西春秋『滿和蒙和对訳満洲実録』頁五六、および『滿文老档』太祖<sup>1</sup>頁二七二、『滿文老档』太祖<sup>2</sup>頁六九二。
- ⑤7 『初集』旗分志によれば以下の通り 正白旗「三・三・三・三・三・三・三・三・三」
- ⑤8 阿南前掲論文頁五五六はダルタイをアン「ファイヤング第六子」に比定するが、旗分から推してすでに指摘がある通り、フルガン六弟と見るべきであろう(杉山清彦「清初八旗における最有力軍団 太祖ヌルハチから



- 撰政王ドルゴンへ」頁三三・注<sup>(30)</sup>。
- ⑤9 『初集』旗分志によれば以下の通り 正黄旗「三・八・三・九」、正白旗「二・二・二・七」、正紅旗「五・三・五・九・五・12」、鑲藍旗「二・一・二・三」。
- ⑥0 杉山清彦「清初正藍旗考」頁三四・注<sup>(45)</sup>が指摘するように、『哈達納喇氏宗譜正冊』に「將舒爾哈赤之孫女許配給吳爾古代子額森德札」(瀋陽市民委民族志編纂辦公室編『瀋陽滿族誌』一九九一・頁六三所引)とある。
- ⑥1 都堂に関する説明は、松浦茂『清の太祖ヌルハチ』一九九五、頁二四〇―二四三に依拠している。
- ⑥2 ケシネの專管ニルに関しては阿南惟敬「天聰九年專管ニル分定に関する新研究(上)」(『清初軍事史論考』一九八〇)頁五五九、杉山清彦「清初正藍旗考」頁一九、同「八旗旗王制の成立」(『東洋学報』八三 一、二〇〇一)頁七二―七三参照。ケシネの專管ニル二個以外の、旧ハダ王族系のニルは、『初集』旗分志によれば以下の通りである 正黄旗「四・一・四・4」、正紅旗「二・3・三・8」、鑲白旗「三・12」、鑲藍旗「三・8」。
- ⑥3 阿南惟敬「天聰九年專管ニル分定に関する新研究(上)」参照。
- ⑥4 拙稿「グチユ考」(『立命館文学』五七二、二〇〇一)頁五一―五二。
- ⑥5 『初集』卷一五〇、額参伝に「額伯根(額参父)、太祖高皇帝時、撫育禁廷、視同子姪」とある。
- ⑥6 太祖(一五五九 一六二六)に対して、「五大臣」の生没年は各々エイドウ(一五六二 一六二二)、アン・フィヤング(一五五九 一六二二)、ホホリ(一五六一 一六二四)、フュンドン(一五六四 一六二〇)、フルガン(一五七六 一六二三)となり、フルガン以外は概ね同年配といつてよい。
- ⑥7 『満文老檔』・太祖1』頁二七二。
- ⑥8 アドゥンとダインプの系譜関係はつまびらかではないが、アドゥンの子タンバイを「総兵官達首布之族子」(『初集』卷五四・譚拜伝)とするので、両者が同世代の族人であったことは確かである。
- ⑥9 『老檔』・太祖3』頁一一二二。誓詞は『老檔』・太祖3』(巻七五、頁一一〇九―一一二九)に著録され、ほとんどが無年月であるが、ムン
- ガトウのそれが「戊(天命七)年十一月に誓った」と紀年を明記し、またタングダイの誓詞に「総兵官の職」とあり、彼が総兵官を解任されるのが天命八年三月である(『満文老檔』・太祖2』頁六九五)から、やはり天命七年頃の提出と解しておいて大過ないであろう。
- ⑦0 『満文老檔』・太祖1』頁三八一。
- ⑦1 『清太宗実録』崇徳四年五月辛巳条にいう。  
上命和碩豫親王多鐸、跪受戒諭。上諭曰「……昔、巴都礼阿格存日(天聰八年以前)、曾奏言、臣自幼侍諸貝勒、歷有年所。近見我本貝勒(多鐸)所行悖謬、自与行悖謬之阿濟格阿格兩相親昵。皇上宜早諭之。不則必陷於罪戾矣。……」
- これによると、太祖直屬の両黄旗をアジゲ・ドルゴン・ドドが継承した後、バドゥリはドドを最終的な主君、「本貝勒」として仕えたのであるが、それ以前、バドゥリが少年期(前注<sup>(4)</sup>のごとく一五八八・八九九頃、十代前半と仮定)に「諸貝勒に侍」したというのは、内廷に引き取られ、いまだ幼いチユイエン(一五八〇年生)・ダイシャン(一五八三年生)付きの随侍になったことを指すものと解される。
- ⑦2 次注所掲の関連文献には「叔貝勒」とあり、この「叔」とはすなわち太祖諸子から見た叔父 *ekke* であるから、年齢から推してムルハチ(一五九三年当時三三歳)かシウルガチ(同じく三〇歳)を指すであろう。太祖末弟バヤラ(同じく一二歳)は論外である。
- ⑦3 『満洲名臣伝』卷二・西喇布伝、卷八・博爾晋伝、および『初集』卷一六二・西喇巴札爾固齊伝、博爾晋轄伝。
- ⑦4 『満洲名臣伝』卷八・博爾晋伝、『初集』卷一六一・博爾晋轄伝。
- ⑦5 『御製增訂清文鑑』卷一〇、人倫類第二に「父に生まれた子らで、自分より年長のものを *ahin* といふ。また同じ世代の親戚 *niyaman hanchin* で、自分より年長のものをやはり *ahin* といふ」とあって、中表兄(舅ノ姑ノ姨表兄)をも慣例上「兄」と呼んだ。一例を挙げると、エイドウ・バトウルは姑表兄のガハシャン・ハスフを「兄」*ahin* と呼んでいる(『満文老檔』・太宗2』頁六七三―六七四)。
- ⑦6 愛理地方の満洲族に関してシロコゴロフは「男性の養取は子供達に関してのみ行われる。……子無し夫婦が養育のために異氏族の子供達を

貰つことは比較的屢々おこることである。その子供が六、七歳になると、それを養取する夫婦は彼等の氏族諸神靈へ供犠する。……この養取は満洲語（口語）でウジマ・カジヤ・ヂユサudina Kadja d'usa即ち『養育するために取りたる子供達』と呼ばれている。成人の養取に関しては、その例を私は一度も聞いたことがない」と述べている（前掲『満洲族の社会組織』頁九七）。これが女直ノ満洲人の養子慣行にも受当するなら、デルゲルの養取はやはり異例であつたし、史料に明記されないアドウンとアランジユの養取年齢に関しても、積極的に少年期であつたと推測することができよう。

⑦⑧ 本稿ではあえて言及しなかつたモンゴル人アゲ、ドルジドジ（『満文老檔』太祖2『天命八年九月一日条、頁八六九』）についても、彼が天命七年二月に全部衆を挙げて太祖に來附し、ついで一旗に編成されたウルト部（チャハル部所屬）筆頭タイジ、ミンガンの次子にあたること（『初集』卷一四七・明安伝、多爾濟伝）から推して、デルゲル父子・エセンデリ同様の事情から養子となつたと考えられる。なお、ウルト部のチャハル部所屬に関しては、森川哲雄「チャハル・ハオトクとその分封について」（『東洋学報』五八一・二、一九七六）参照。

⑦⑨ 一例を挙げると、天命年間には「ハンのフンチヒンhanchin（この場合はウクスンとほぼ同義）に不遜であつたときは誰であつても打ち、手が及んだ時は斬り殺せ」（『満文老檔』太祖2『天命七年正月一日条、頁四八五、四八六』）との太祖の嚴命により、ウクスン全成員に人身保護の特権が付与されていた。それがギョロ身分の制定された天聰九年以後、六祖以下の父祖に対する故意の罵倒は「死罪に擬す」けれども、「六祖の子孫」（「ギョロ」と「殴り合いの喧嘩をしただけでは罪とならず、その「是非の判断」は法司に委ねる（『旧満洲檔』天聰九年1『正月二六日条、頁四二、四三』）にとどまり、特権的な人身保護の対象からギョロは排除されることになつた。

⑧⑩ 神田信夫「愛新覺羅考」頁一一、一三、杜家驥『清皇族与国政關係研究』頁七八、八〇、張晋藩・郭成康『清入関前国家法律制度史』頁四四六、四五一参照。

⑧⑪ 『清初内国史院滿文檔案編（上）』天聰朝・崇徳朝、頁三四八。

⑧⑫ 太宗期のアゲのうち、太祖・シユルガチ嫡出系のフイヤング・ニカン・シヨト・ワクダ・マジヤン（ダイシヤンの側出子）・ボロ・ホト・トゥンチ・ロト・ムルフらはすべて、崇徳元年に固山貝子を受封している（ウクスン世系図）。なお、マングルタイ・デゲレイ兄弟の諸子（マイダリ・グワンゲン・エビルン・デンシク）が崇徳元年の封爵から漏れているのは、前年の天聰九年、マングルタイ・デゲレイ死後にかからによるハン位奪奪の謀議が告発断罪された事件に縁坐して、一旦宗室から黜斥されたためである。

『清内国史院滿文檔案編（上）』を対象に、崇徳元年以後同末年までに現れるアゲを摘録すると、左表のような結果が得られる。見る通り、アゲの用例が記録されるのは崇徳三年末までである。その顔ぶれはアバイ・タバイ・バブタイ、およびグンガダイらであり、いずれもこの段階で受爵していないものばかりであつた。ただ、アバイは鎮国將軍受封後も一度だけアゲと記録されるが、これは『内国史院檔』編者の遺漏に帰すべきである。

年次	月/日	人名	頁	年次	月/日	人名	頁
崇徳三年	正 / 18	承政アバイアゲ	268	崇徳三年	9 / 2	鎮国將軍承政アバイ	371
	2 / 23	アバイアゲ	284		12 / 29	アバイアゲ	406
	3 / 6	バブタイアゲ	287		12 / 29	バブタイアゲ	409
	6 / 21	承政アバイアゲ	321	崇徳五年	2 / 6	承政宗室アバイ	452
	7 / 23	承政アバイアゲ	339		8 / 15	承政宗室アバイ	453
	7 / 29	承政アバイアゲ	345		8 / 5	鎮国將軍アバイ	459
	8 / 7	タバイアゲ	350	崇徳七年	12 / 29	宗室アバイ	501
	8 / 8	グンガダイアゲ	352		12 / 29	宗室アバイ	501
	8 / 11	アバイアゲ	353			宗室グンガダイ	501

⑧⑬ 順治年間、ことにドルゴン摂政期に登場するアゲの顔ぶれは以下の通りである。

- (1) 太宗第五子シヨセ（『清内国史院滿文檔案編（中）』順治朝、順治元年五月五日条「頁一五」）
- (2) 太宗第一子ボンボゴル（『清内国史院滿文檔案編（下）』順治朝、

順治六年正月二〇日条「頁二三」、同八年五月一四日条「頁一九一」  
 (3) アジゲ第五子ロチン(『清内国史院滿文檔案編(下) 順治朝』順  
 治六年一月一〇日条「頁六八」、『盛京内務府順治年間檔』「戸田茂  
 喜訳、滿洲国立中央図書館籌備処発行・一九四三」第五九号檔案・  
 順治八年三月一四日發文)

(4) ドド第二子ドニ(『清実録』順治八年正月甲寅条)

(5) ドド第五子ドルボ「ドルゴンの養嗣子」(『清実録』順治八年二月  
 癸未条、『盛京内務府順治年間檔』第四八号檔案・順治七年三月八日  
 發文)

これを見る限り、ドルゴン摂政期のアゲはいまだ狭く「皇子」に限定  
 されていなかったようであるから、「皇子」に語義転化する時期はこれ以  
 後と推定されるが、その場合のアゲもテクノニミに発する息子に対す  
 る愛称から説明可能であると考える。

(本学非常勤講師)